

青森市男女共同参画プラン

(平成28年度～令和5年度)

令和2年9月

青 森 市

◆◆◆◆ 目 次 ◆◆◆◆

第1部 総論

第1章 計画の基本的事項	3
1 計画策定の目的	3
2 計画の一部改定	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画期間	4
5 青森市総合計画前期基本計画との相関図	5
第2章 計画の基本方向	6
1 男女共同参画社会の形成をめぐる動き	6
2 本市の現状と課題	14
3 計画の理念	35
4 計画の基本方向	35

第2部 各論

第1章 男女共同参画社会の実現のための意識改革・理解促進	40
第2章 男女共同参画の視点に立った行動改革	46
第3章 労働環境における男女共同参画の促進	50
第4章 地域生活における男女共同参画の推進	56
第5章 男女平等と人権の尊重	62

第3部 推進体制

推進体制	68
------	----

資料編

1 用語解説	71
2 検討経過	74
3 関係法令	75

第1部 総論

1 計画策定の目的

国では、「第3次男女共同参画基本計画」においてポジティブ・アクション（積極的改善措置）を始めとする、様々な取組を進めてきました。平成27年8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立しました。

また、平成27年12月に策定された国の「第4次男女共同参画基本計画」（以下「第4次基本計画」という。）においては、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を女性の活躍推進とともに、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として計画全体にわたる横断的視点として冒頭に位置づけ、職場、地域、家庭などあらゆる場面における施策の充実を図ることとしています。

こうした中、市では、平成28年2月、本市のまちづくりの最上位指針である「青森市新総合計画—元気都市あおもり 市民ビジョン—後期基本計画」を策定し、市のあらゆる基本政策を照らす基本視点の一つに『「男女共同参画都市」青森宣言』の趣旨を位置づけるとともに、第2章「健やかで心安らぎ人と人がつながり支え合うまち」第6節「ユニバーサル社会の形成」の第1項に「男女共同参画社会の形成」を掲げ、本市における男女共同参画社会の形成に向けた取組を進めていくこととしました。

市では、平成26年11月に男女共同参画に関する市民の意識及び平成27年7月に事業所の意識や実態等を把握するため、市民3,000人及び市内の事業所200社を対象とした意識調査を実施しました。その結果、平成23年7月に実施した調査結果より男女の地位が平等に近づいたことは認めながらも、まだまだ男女の平等が感じられる場面は限られており、社会全体としては今なお男性が優位だと感じていることがわかりました。

このような状況のもと、平成24年10月に策定した「青森市男女共同参画プラン」の計画期間が平成27年度で終期を迎えることから、国の「第4次基本計画」及び「女性活躍推進法」並びに平成24年2月に青森県において策定した「第3次あおもり男女共同参画プラン21」を踏まえつつ、男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化等に対応しながら、本市における男女共同参画社会の実現を図るため、今後の取組を示した「青森市男女共同参画プラン2020」を策定しました。

2 計画の一部改定

本計画は、「青森市新総合計画—元気都市あおもり 市民ビジョン—後期基本計画」を上位計画とするものでしたが、平成31年2月に策定した新たなまちづくりの指針となる「青森市総合計画前期基本計画」に基づき、一部改定を行いました。

一部改定の内容については、「青森市総合計画前期基本計画」の施策の一つである、第3章「まち創り」第3節「ユニバーサル社会の形成」第1項「男女共同参画の推進」の「基本方向」及び「主な取組」に沿った内容となっており整合性が取れていることから、文言の追記や修正、計画期間の延長等を行うとともに、名称を「青森市男女共同参画プラン」としました。

3 計画の位置づけ

本計画は、「青森市男女共同参画推進条例」第9条第1項の規定に定める男女共同参画計画であり、「青森市総合計画前期基本計画」第3章第3節第1項の施策である「男女共同参画の推進」を効果的に推進するための個別計画であるとともに、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に定める市町村男女共同参画計画です。

また、本計画は、女性活躍推進法第6条第2項の規定に定める市町村推進計画^{※1}を兼ねるとともに、「青森市男女共同参画推進条例」第26条第1項の規定に定めるドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画^{※2}、並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項の規定に定める市町村基本計画^{※3}を兼ねるものとしてします。

※1 市町村推進計画…基本方向2（1）③「企業や各種団体等における女性の積極的登用にに向けた働きかけ」及び基本方向3「労働環境における男女共同参画の促進」が該当。

※2 ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画

…基本方向5（2）「女性に対するあらゆる暴力の根絶」が該当。

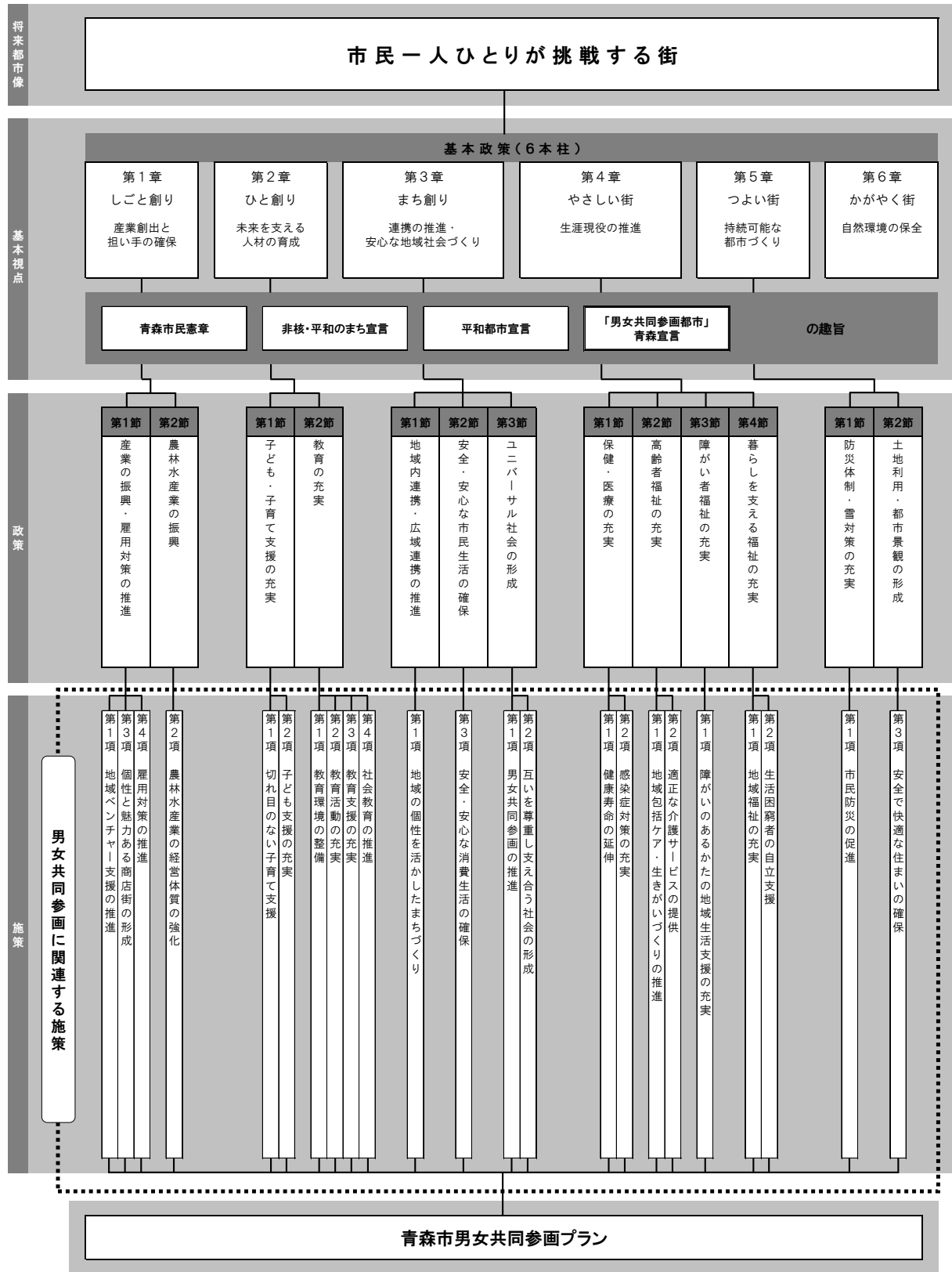
※3 市町村基本計画

4 計画期間

計画期間は、「青森市男女共同参画プラン2020」では、平成28年度から平成32年度（令和2年度）までの5年間としていましたが、「青森市男女共同参画プラン」では、平成31年2月に策定した「青森市総合計画前期基本計画」の終期に合わせ、令和5年度までとします。

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
青森市男女共同参画プラン (平成25～27年度)	←→										
青森市男女共同参画プラン2020 (平成28～32年度(令和2年度))				←→							
青森市男女共同参画プラン (平成28年度～令和5年度)				←→					令和5年度まで延長		

5 青森市総合計画前期基本計画との関連図



1 男女共同参画社会の形成をめぐる動き

(1) 世界の動き

① 国際婦人年

昭和50(1975)年、女性の地位向上を目指した世界的規模の行動を促すため、国連はこの年を「国際婦人年」と決めました。同年、メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」において「世界行動計画」が採択され、昭和51(1976)年から昭和60(1985)年までを「国連婦人の10年」と宣言し、各種施策が推進されました。

② 女子差別撤廃条約

昭和54(1979)年、国連第34回総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(略称：女子差別撤廃条約)が採択され、女性差別をなくすために必要な措置が定められました。

③ ナイロビ将来戦略

昭和60(1985)年、「国連婦人の10年」の最終年にナイロビ世界会議が開催され、「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」(略称：ナイロビ将来戦略)が採択されました。

④ 第4回世界女性会議

平成7(1995)年、北京で開催された「第4回世界女性会議」において「行動綱領」が採択され、12の重要分野における戦略目標と各国がとるべき行動が示されました。

⑤ 女性2000年会議

平成12(2000)年、ニューヨークで開催された国連特別総会「女性2000年会議」において「政治宣言」が採択され、「ナイロビ将来戦略」及び北京での「行動綱領」の実施に向けての決意表明がなされるとともに、「行動綱領」の実施促進のため、「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブに関する文書」が採択されました。

⑥ 第49回国連婦人の地位委員会

平成17(2005)年、「第49回国連婦人の地位委員会」がニューヨークで開催され、北京会議から10年目に当たることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」や「女性2000年会議成果文書」の再確認が行われ、これらの完全実施に向けた宣言文が採択されました。

⑦ 第54回国連婦人の地位委員会

平成22（2010）年、「第54回国連婦人の地位委員会」がニューヨークで開催され、北京会議から15年目に当たることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」や「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価が行われ、これらの完全かつ迅速な実施に向けた宣言文が採択されました。

⑧ UN Womenの正式発足

平成23（2011）年、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）が発足しました。

⑨ 第59回国連婦人の地位委員会

平成27年（2015）年、「第59回国連婦人の地位委員会」がニューヨークで開催され、北京会議から20年目に当たることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」や「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価と再確認が行われ、これらの完全かつ効果的で加速化された実施に向けた宣言文が採択されました。

（２） 国の動き

① 国内行動計画の策定

昭和52（1977）年、「世界行動計画」を受けて「国内行動計画」が策定され、女性の地位向上に向けての取組指針が示されました。

② 女子差別撤廃条約の批准

昭和56（1981）年、「女子差別撤廃条約」を批准するための諸条件の整備を最重点課題とした「国内行動計画後期重点目標」が決定され、「男女雇用機会均等法」をはじめとする法制面の整備が進められ、昭和60（1985）年、日本は批准国となりました。

③ 新国内行動計画の策定

昭和62（1987）年、「ナイロビ将来戦略」を受けて「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、男女がその能力を十分に発揮して社会の発展を支えていく新たな社会システムが不可欠であることが示されました。

④ 男女共同参画推進本部の設置

平成6（1994）年、全閣僚を構成員とする「男女共同参画推進本部」が内閣に設置されるとともに、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置され、男女共同参画の推進体制が強化されました。

⑤ 男女共同参画2000年プランの策定

平成8（1996）年、「第4回世界女性会議」で採択された行動綱領や男女共同参画審議

会から答申された「男女共同参画ビジョン」を受けて「男女共同参画2000年プラン」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けて国が取り組むべき施策が示されました。

⑥ 男女共同参画社会基本法の制定及び男女共同参画基本計画の策定

平成11（1999）年、男女共同参画社会の実現に向けての法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、これに基づく法定計画である「男女共同参画基本計画」が平成12（2000）年12月に策定されました。

⑦ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行

平成13（2001）年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（通称：DV防止法）が施行され、都道府県の婦人相談所等において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことや、裁判所が保護命令を発することなどが規定されました。

⑧ 男女共同参画会議及び男女共同参画局の設置

平成13（2001）年、内閣府に、基本的な政策及び重要事項の調査審議や監視等を行う「男女共同参画会議」及び内部部局として「男女共同参画局」が設置され、男女共同参画の推進体制が強化されました。

⑨ 次世代育成支援対策推進法の施行

平成15（2003）年、「次世代育成支援対策推進法」が施行され、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境を整備するための基本理念などが定められました。

⑩ 第2次男女共同参画基本計画の策定

平成17（2005）年、男女共同参画会議からの答申を受け「第2次男女共同参画基本計画」が策定され、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する取組などが盛り込まれました。

⑪ 改正男女雇用機会均等法の施行

平成19年（2007）年、改正「男女雇用機会均等法」が施行され、性別による差別の禁止範囲の拡大や妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止などが盛り込まれました。

⑫ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章等の策定

平成19年（2007）年、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、官民一体となって仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に取り組むための指針が示されました。

⑬ 改正育児・介護休業法の施行

平成21（2009）年、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指して、「育児・介護休業法」が改正されました。従業員数100人以下の中小企業については一部の規定の適用が猶予されていましたが、平成24年7月1日より全面施行となりました。

⑭ 第3次男女共同参画基本計画の策定

平成22（2010）年、男女共同参画会議からの答申及び男女共同参画社会基本法施行後10年の反省を踏まえ、「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。実効性のあるアクション・プランとするため、「2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%とする」などの成果目標が設定されました。

⑮ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正

平成25（2013）年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされました。また、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

⑯ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）の公布

平成27（2015）年、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布され、地方公共団体や労働者301人以上の民間事業主に対して、「事業主行動計画」の策定・公表等が義務づけられ、平成28（2016）年4月に全面施行されることになりました。

⑰ 第4次男女共同参画基本計画の策定

平成27（2015）年、男女共同参画会議からの答申を受け「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、強調した視点として、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」などが盛り込まれました。

⑱ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の施行

平成30（2018）年、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどの基本原則などが定められました。

⑲ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正

令和元（2019）年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正され、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されました。また、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確になりました。

⑳ 女性活躍推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び労働施策総合推進法の改正

令和元（2019）年、「女性活躍推進法」、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」及び「労働施策総合推進法」が改正され、「事業主行動計画」の策定・公表の義務の拡大や、事業主のハラスメント防止対策の強化などが定められました。

(3) 青森県の動き

① 女性行政担当窓口の設置

昭和52（1977）年、女性行政担当窓口が生活福祉部児童家庭課に設置されました。

② 青少年婦人室の設置及び青森県婦人行動計画の策定

昭和55（1980）年、女性行政の総合調整を図るため、企画部に青少年婦人室（現：環境生活部青少年・男女共同参画課）が設置されました。また、「青森県婦人行動計画」が策定され、本県における女性に関する施策の基本方向が示されました。

③ 青森県婦人行動計画推進計画の策定

昭和56（1981）年、青少年婦人室が企画部から生活福祉部へ移管となりました。また、「青森県婦人行動計画推進計画」が策定され、「青森県婦人行動計画」の具体的施策の推進が図られました。

④ 新青森県婦人行動計画の策定

平成元（1989）年、「青森県婦人行動計画」の基本的な考え方を継承しつつ、新たな社会環境の変化に対応するため、「新青森県婦人行動計画」が策定されました。

⑤ あおもり男女共同参画プラン21の策定

平成12（2000）年、国における新たな行動計画の策定や関係法令の施行など、女性を取り巻く諸情勢の変化に対応し、「あおもり男女共同参画プラン21」が策定されました。

⑥ 青森県男女共同参画推進条例の制定

平成13（2001）年、「男女共同参画社会基本法」の趣旨を踏まえ、本県の男女共同参画の一層の推進を図るため、「青森県男女共同参画推進条例」が制定されました。また、本県の男女共同参画推進の拠点施設として「青森県男女共同参画センター（愛称：アピオあおもり）」が設置されました。

⑦ 配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画の策定

平成17（2005）年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」が策定され、DVの防止と被害者の保護及び自立支援に関して県が実施する施策が定められました。

⑧ 新あおもり男女共同参画プラン21の策定

平成19（2007）年、県の男女共同参画の推進に関する基本計画として必要な改定が行われ、「新あおもり男女共同参画プラン21」が策定されました。

⑨ 第3次あおもり男女共同参画プラン21の策定

平成24（2012）年、国の「第3次男女共同参画基本計画」との整合性、関係法令の改正等を踏まえ「第3次あおもり男女共同参画プラン21」が策定され、男女共同参画の実現に向けた県の取組をさらに推進するための指針が示されました。

⑩ 第3次青森県DV防止・被害者支援計画の改定

平成26（2014）年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、併せて基本方針が改定されたことを踏まえ「第3次青森県DV防止・被害者支援計画（第3次県計画）」が策定されました。

⑪ 第4次あおり男女共同参画プラン21の策定

平成29（2017）年、男女共同参画社会の実現や女性の活躍推進に向け県の取組をさらに推進するため、「第4次あおり男女共同参画プラン21」が策定されました。

⑫ 第4次青森県DV防止・被害者支援計画の改定

平成31（2019）年、社会情勢の変化や県の現状等を踏まえて、「第4次青森県DV防止・被害者支援計画」が策定され、「市町村における相談支援体制の強化」や「一時保護所退所後の支援体制の整備」について盛り込まれました。

（４）本市の動き

① 働く女性の家（愛称：アコール）の設置

昭和48（1973）年、女性労働者の福祉の向上を図ることを目的に、「青森市働く女性の家（愛称：アコール）」（当時は「青森市働く婦人の家」）を設置しました（旧青森市）。



アコール（働く女性の家）

② 婦人青少年課の設置

昭和55（1980）年、女性行政の窓口として、生活環境部に婦人青少年課（現：市民部人権男女共同参画課）を設置しました（旧青森市）。

③ 青森市婦人対策基本計画の策定

昭和58（1983）年、世界行動計画や国・県の行動計画を踏まえた「青森市婦人対策基本計画」を策定し、女性問題の解決と女性の地位・福祉の向上を目指した市の施策の基本方向を示しました（旧青森市）。

④ あおり女性プラン21の策定

平成7（1995）年、「青森市婦人対策基本計画」の基本的な考え方を継承・発展させ「あおり女性プラン21」を策定し、女性問題の解決と男女共同参画社会の形成を目指した市の施策の方向を示しました（旧青森市）。

⑤ 「男女共同参画都市」青森宣言

平成8（1996）年、全国で8番目、東北で2番目に「男女共同参画都市」を宣言し、あらゆる分野に男女が共同参画する社会づくりに市を挙げて取り組むことを宣言しました（旧青森市）。



アコール（働く女性の家）に設置された
宣言記念モニュメント

⑥ 男女共同参画プラザ（愛称：カダール）の設置

平成13（2001）年、本市の男女共同参画社会の形成を図る拠点施設として、「青森市男女共同参画プラザ（愛称：カダール）」を設置しました（旧青森市）。



カダール（男女共同参画プラザ）

⑦ 男女共同参画プランあおもりの策定及び日本女性会議2002あおもりの開催

平成14（2002）年、関係法令の整備や国・県による計画の策定を踏まえ「男女共同参画プランあおもり」を策定し、配偶者からの暴力等新たな女性問題に対応し男女共同参画の形成に関する施策のより一層の充実を図りました。また、「日本女性会議2002あおもり」の開催により、男女共同参画の推進に携わる全国の人々が本市に一堂に会しました（旧青森市）。

⑧ なみおか男女共同参画プランの策定

平成16（2004）年、「なみおか男女共同参画プラン」を策定し、旧浪岡町における男女共同参画社会形成の指針を示しました（旧浪岡町）。

⑨ 「新」青森市の誕生

平成17（2005）年、旧青森市と旧浪岡町の合併により、「新」青森市が誕生しました。

⑩ 青森市男女共同参画に関する市民・事業所意識調査等の実施

平成23（2011）年、男女共同参画に関する市民及び事業所の意識や実態等を把握するため、「青森市男女共同参画に関する市民・事業所意識調査」を実施しました。また、「これからの男女共同参画を考えるシンポジウム」を開催し、意識調査の結果について市民と意見を交わしました。

⑪ 青森市男女共同参画プランの策定

平成24（2012）年、市民・事業所意識調査の結果及び国・県の新たな計画の策定を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた本市の今後の取組の方向を示す「青森市男女共同参画プラン」を策定しました。

⑫ 「男女共同参画都市あおもり」シンボルマークの設定

平成25（2013）年、本市が「男女共同参画都市」であることをわかりやすくアピールするため、市民公募によりシンボルマークを設定し、そのシンボルマークを掲載したのぼり旗・横断幕等を作成しました。



⑬ 小学生向け男女共同参画啓発小冊子を作成

平成26（2014）年、子どもの頃から男女共同参画についての理解を促進するため、小学6年生版男女共同参画啓発小冊子を編集・作成し、市内の全小学校へ配布しています。

⑭ 平成26年度第3回青森市民意識調査の実施

平成26（2014）年、男女共同参画に関する市民の意識や実態等を把握するため、「平成26年度第3回青森市民意識調査」を実施しました。

⑮ 中学生向け男女共同参画啓発小冊子を作成

平成27（2015）年、子どもの頃から男女共同参画についての理解を促進するため、昨年度の小学生向け啓発小冊子に引き続き、中学3年生版男女共同参画啓発小冊子を編集・作成し、市内の全中学校へ配布しています。

⑯ 青森市配偶者暴力相談支援センターを開設

平成27（2015）年、支援を必要とするDV被害相談者の立場に立ったワンストップ支援を行うため、青森市配偶者暴力相談支援センターを開設しました。

⑰ 青森市男女共同参画に関する事業所意識調査の実施

平成27（2015）年、男女共同参画に関する事業所の意識や実態等を把握するため、「青森市男女共同参画に関する事業所意識調査」を実施しました。

⑱ 「青森市男女共同参画プラン2020」の策定

平成28（2016）年、平成24年に策定した「青森市男女共同参画プラン」の計画期間が平成27年度で終期を迎えることから、国の新たな計画の策定や市民・事業所意識調査の結果を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた本市の今後の取組の方向を示す「青森市男女共同参画プラン2020」を策定しました。

⑲ 「青森市男女共同参画推進条例」を制定

平成30（2018）年、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図るため、「青森市男女共同参画推進条例」を制定しました。

⑳ 青森市男女共同参画推進表彰の実施

平成30（2018）年、男女共同参画の推進に貢献している市民等を表彰し、その取組を周知することで、男女共同参画意識の醸成を図るとともに、男女共同参画に関する取組を推進するため、青森市男女共同参画推進表彰を実施しています。

㉑ 青森市男女共同参画推進会議を設置

平成30（2018）年、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、庁内の関係課長等で組織する青森市男女共同参画推進会議を設置しました。

㉒ 青森市男女共同参画審議会を設置

平成30（2018）年、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、青森市男女共同参画審議会を設置しました。

㊸ 「青森市男女共同参画プラン2020」の一部改定

令和2年（2020）年、平成31年に策定した「青森市総合計画前期基本計画」に基づき、「青森市男女共同参画プラン2020」の一部改定を行い、文言の追記や修正、計画期間の延長等を行うとともに、名称を「青森市男女共同参画プラン」としました。

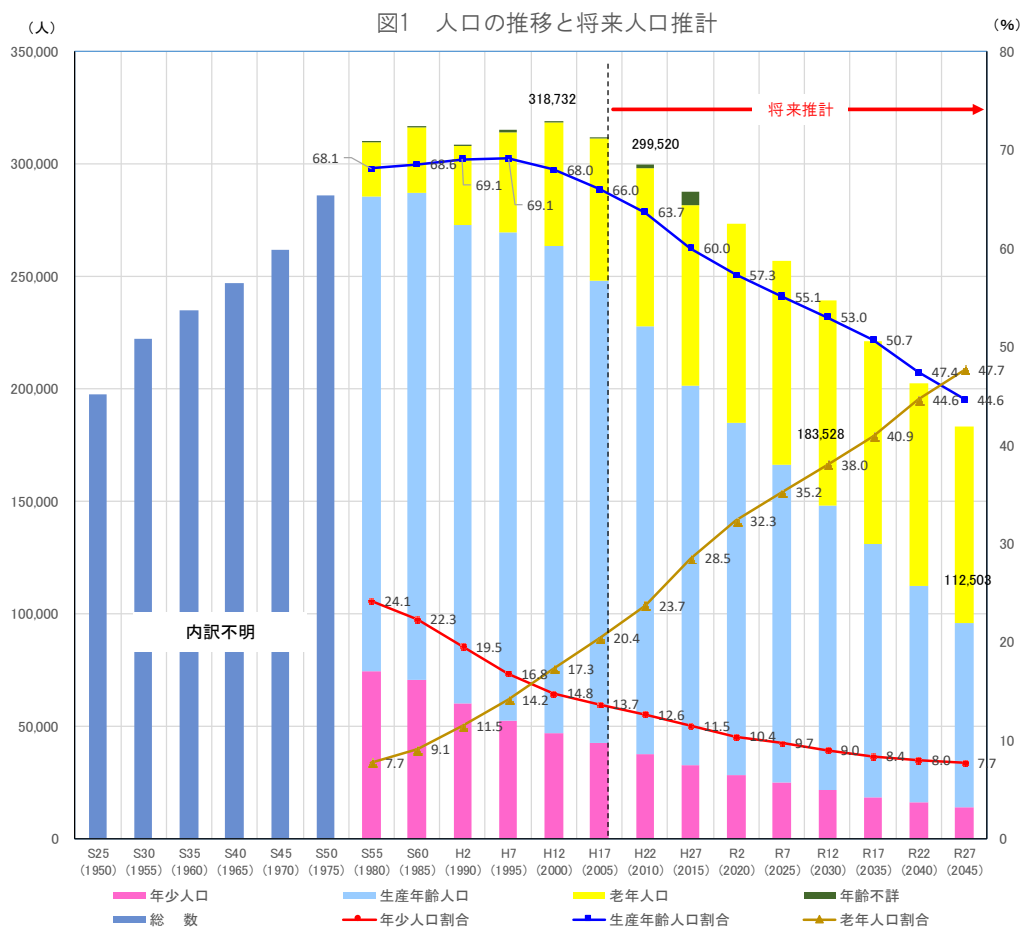
2 本市の現状と課題

(1) 社会・経済情勢

① 人口推移

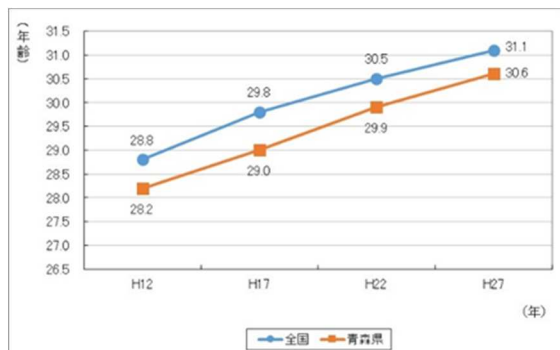
本市の人口は、平成12（2000）年の318,732人をピークに減少傾向にあり、平成22（2010）年には、299,520人と30万人を割り込みました。

また、年齢3区分別の人口割合について、生産年齢人口（15～64歳）割合は平成7（1995）年をピークに減少に転じており、平成12（2000）年には、年少人口（0～14歳）割合と老年人口（65歳以上）割合が逆転しています。（図1）



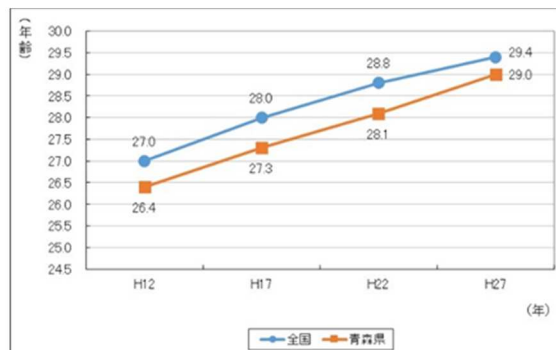
全国及び青森県の平均初婚年齢は、男女ともに年々高くなっており、晩婚化が進行しています。(図2・図3)

図2 男性の平均初婚年齢の推移



厚生労働省「人口動態統計」より作成

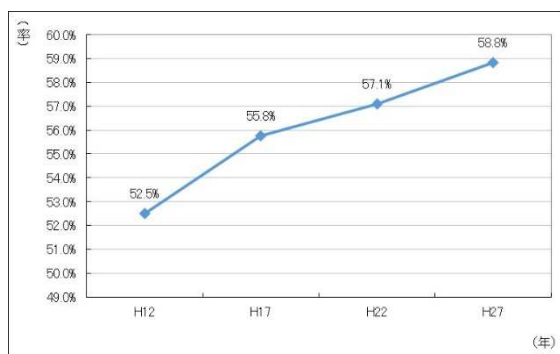
図3 女性の平均初婚年齢の推移



厚生労働省「人口動態統計」より作成

本市の25～34歳の未婚率の推移を見ると、男女ともに年々上昇しており、未婚化が進んでいることがわかります。(図4・図5)

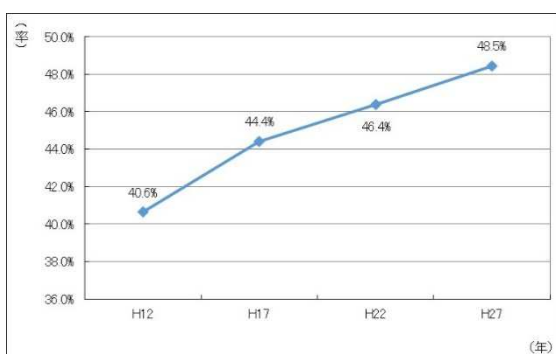
図4 25～34歳の未婚率の推移(本市男性)



総務省「国勢調査」より作成

※平成12年の数値は旧青森市と旧浪岡町の合算

図5 25～34歳の未婚率の推移(本市女性)



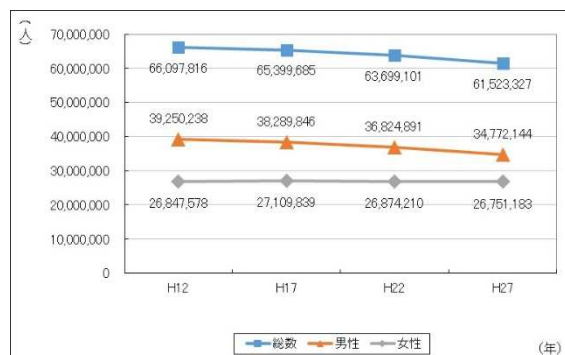
総務省「国勢調査」より作成

※平成12年の数値は旧青森市と旧浪岡町の合算

② 就業構造等

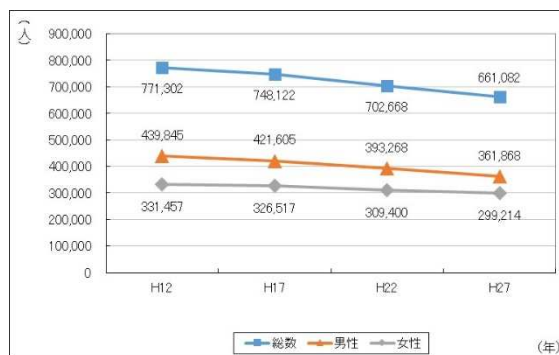
少子高齢化の進行に伴い、全国、青森県、本市のいずれにおいても、労働力人口の減少が進んでおり（図6・図7・図8）、経済社会の持続・発展のためには、女性をはじめとする多様な人材を活用することが必要不可欠となってきています。また、女性がその能力を十分に発揮して経済社会に参画することは、消費者ニーズが多様化し、経済がグローバル化する中で、持続的に新たな価値を創造していくためにも重要な意味を持っています。

図6 労働力人口の推移(全国)



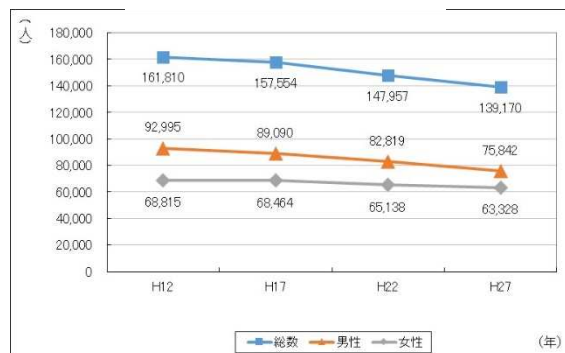
総務省「国勢調査」より作成

図7 労働力人口の推移(青森県)



総務省「国勢調査」より作成

図8 労働力人口の推移(本市)

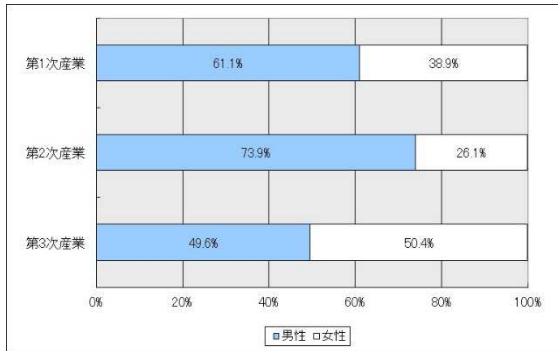


総務省「国勢調査」より作成

※労働力人口…15歳以上の就業者+完全失業者

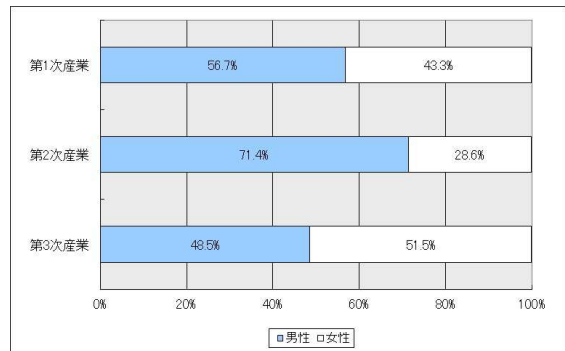
産業別の就業者の男女比を見ると、全国、青森県、本市のいずれにおいても、第3次産業で男女比がおよそ半々になっており、女性の割合が最も高くなっています。(図9・図10・図11) また、青森県及び本市においては、第1次産業に従事する女性の割合が全国に比べてやや高くなっています。本市では、農業就業人口の半分を女性が占めており(図12)、生産や経営の実質的な担い手として重要な役割を果たしています。

図9 産業別の就業者の男女比(平成27年・全国)



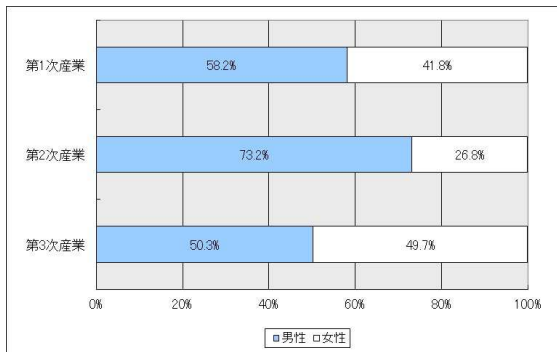
総務省「国勢調査」より作成

図10 産業別の就業者の男女比(平成27年・青森県)



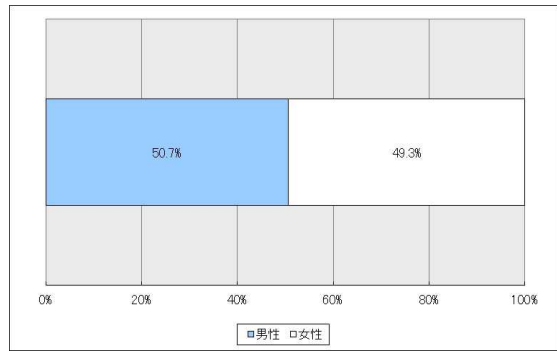
総務省「国勢調査」より作成

図11 産業別の就業者の男女比(平成27年・本市)



総務省「国勢調査」より作成

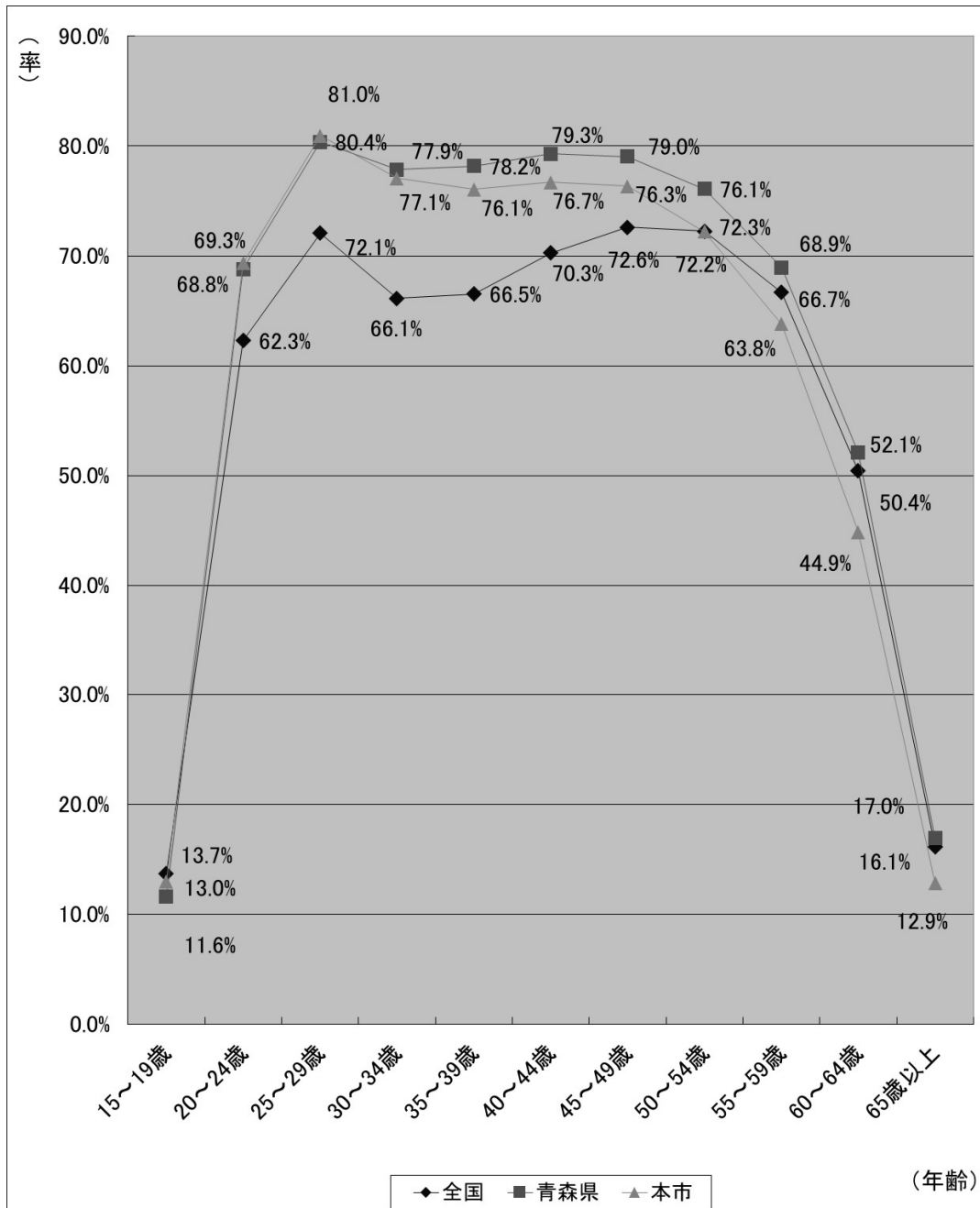
図12 本市の農業就業人口の男女比



青森県「2015年世界農林業センサス」より作成

年齢層別に見た女性の労働力率は、20代後半と40代後半の2つのピークを持つ、いわゆる「M字カーブ」を描くことで知られています（図13）。この「M字カーブ」は、出産や育児を機にいったん離職し、育児が終わってから再び働き出す女性が多いことを反映しており、女性が働き続けることの難しさを示しています。本市においても30代までは、全国と同様の傾向が見られますが、その後は横ばい状態となっており、50代以降に就業している割合は、全国に比べて低くなっております。

図13 年齢層別の女性の労働力率(平成27年)

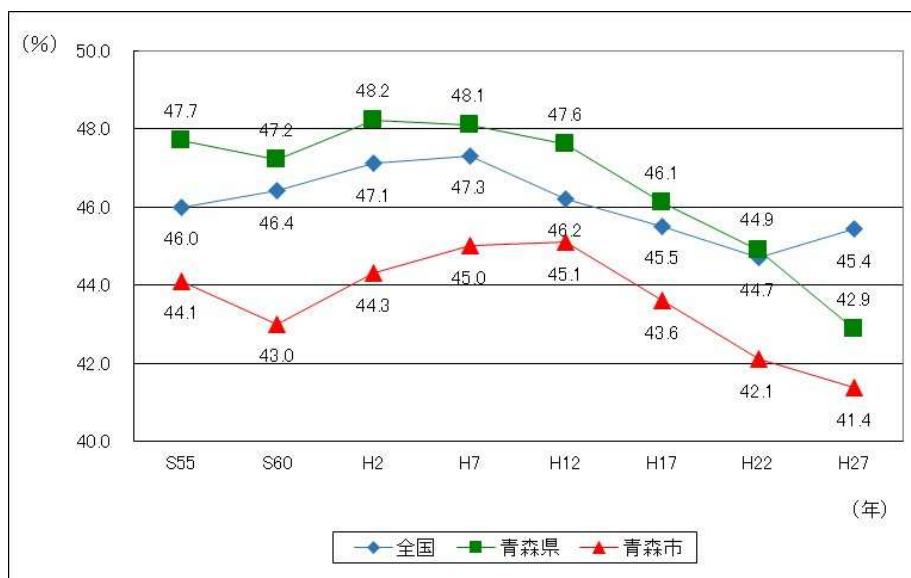


総務省「国勢調査」より作成

※年齢層別の労働力率…各年齢層の(就業者+完全失業者)/各年齢層の総人口

本市の女性就業率は、全国・青森県より低く、平成12年以降は減少傾向で推移しています。(図14)

図14 女性就業率の推移

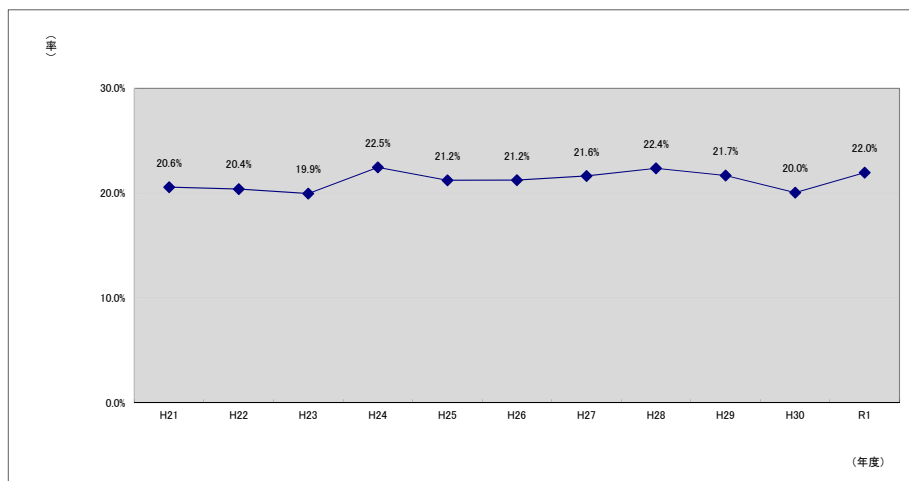


総務省「国勢調査」より作成

③ 市の附属機関における女性の割合

市の附属機関における女性委員の比率は20%程度で推移しており（図15）、前「青森市男女共同参画プラン」第2章で目標とする指標に「市の附属機関における女性委員の割合」の目標値を平成27年度で30%としているが、目標値と乖離していることから、積極的に女性の参画拡大を図る必要があります。

図15 市の附属機関の委員における女性の比率



人権男女共同参画課調べ

④ 女性に対する暴力

全国の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、毎年度増加し、平成26年度には10万件を超えました。（図16）また、県内の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、平成27年度には800件を超えています。（図17）

平成26年11月の市の意識調査において、DV（ドメスティック・バイオレンス）^{*}の被害経験者の約6割、セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）^{*}の被害経験者の約8割が被害を受けたことについて誰にも相談しなかったと答えております。

本市では、平成27年4月20日に「青森市配偶者暴力相談支援センター」を開設し、支援を必要とするDV被害相談者の立場に立ったワンストップ支援を行っており、平成30年度は延べ604件の相談に対応しております。（図18）

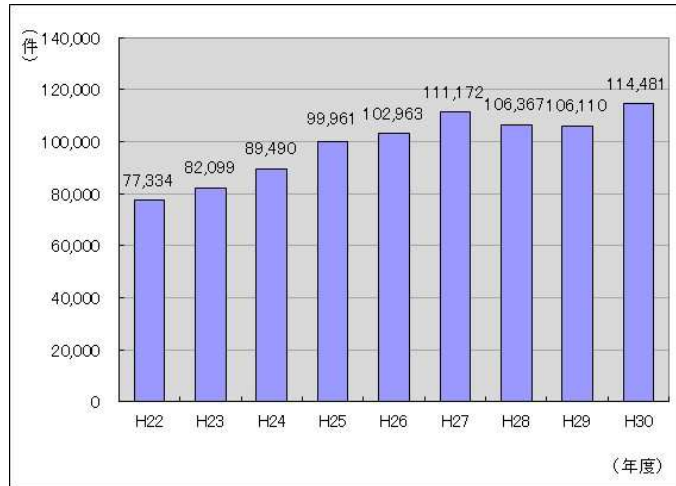
DVについての情報提供や相談窓口の周知、さらにはデートDV^{*}についての若年層向け啓発活動に、引き続き、力を入れていく必要があります。

^{*}DV(ドメスティック・バイオレンス): 夫婦・恋人などパートナーからの暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力や、脅す、大声でののしる、無視するなどの精神的苦痛のほか、経済的苦痛や性的苦痛を与える行為もDVに含まれます。

^{*}セクハラ(セクシュアル・ハラスメント): 相手が望まない、性的な意味合いを持つ言動のこと。身体への不必要な接触などのほか、「子どもはまだか」などとたずねる行為も、相手が不快と感じればセクハラとなります。

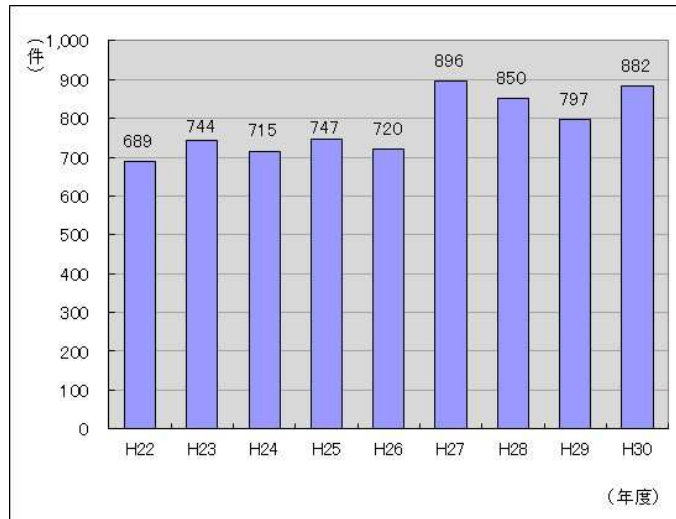
^{*}デートDV: 交際相手からの暴力のこと。身体的暴力のほか、言葉や態度で精神的に追い詰める行為も含まれます。

図16 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数(全国)



内閣府男女共同参画局資料より作成

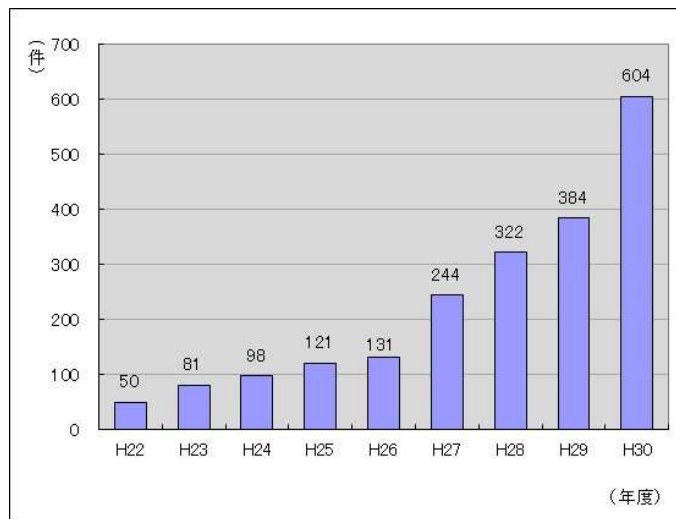
図17 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数(青森県)



青森県女性相談所「女性保護の概要」より作成

(平成 27 年度以降は、青森市配偶者暴力相談支援センターへの相談件数を含む)

図18 市へのDV相談件数



人権男女共同参画課調べ

(平成 27 年度以降は、青森市配偶者暴力相談支援センターへの相談件数)

(2) 市民ニーズ

① 男女共同参画に関する市民意識調査の結果の概要

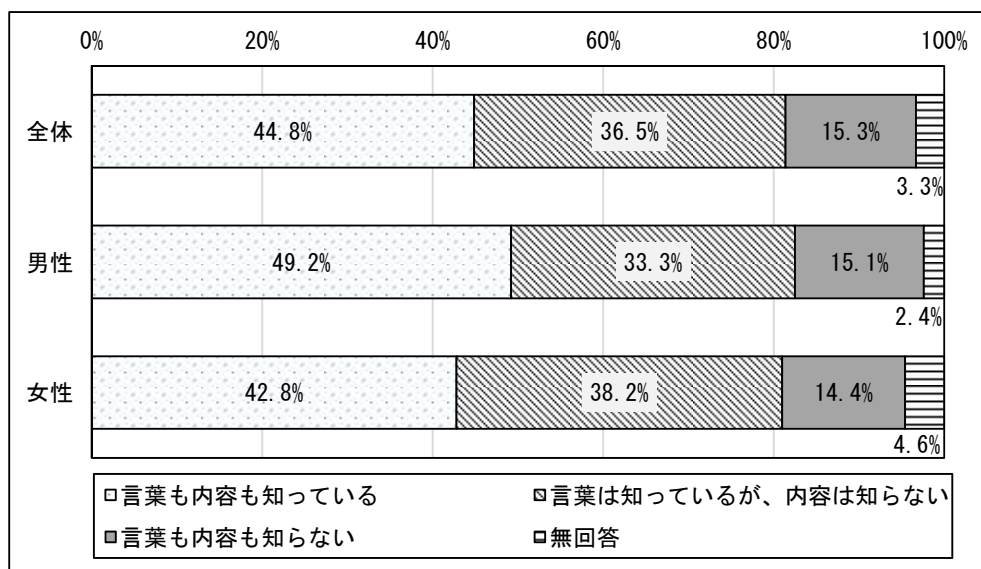
市では、平成26年11月、男女共同参画に関する青森市民の意識や実態等を把握するための意識調査を実施しました。

調査名称	平成26年度 第3回青森市民意識調査
調査対象	市内に在住する満16歳以上の男女
標本数	3,000人
抽出方法	住民基本台帳から等間隔無作為抽出
調査方法	返信用封筒同封による郵送（無記名、自記式）
調査期間	平成26年11月4日から11月21日まで
有効回収率	51.0%

(ア) 男女共同参画意識について

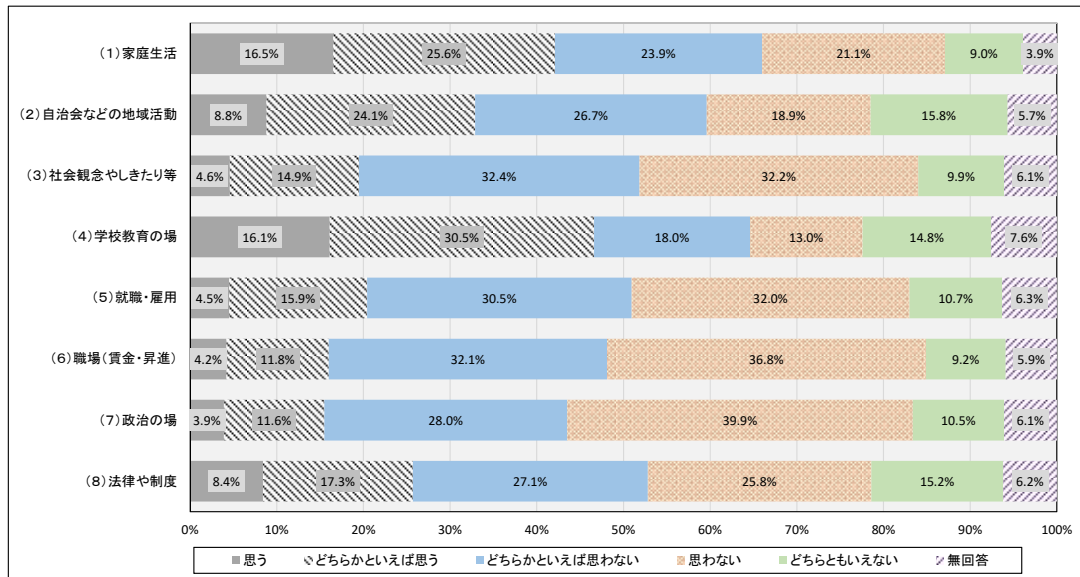
「男女共同参画社会」という言葉の認知についてたずねたところ、「言葉も内容も知っている」（44.8%）、「言葉は知っているが、内容は知らない」（36.5%）となっており、言葉の認知度は81.3%と高くなっています。（図19）

図19 「男女共同参画社会」の言葉の認知度



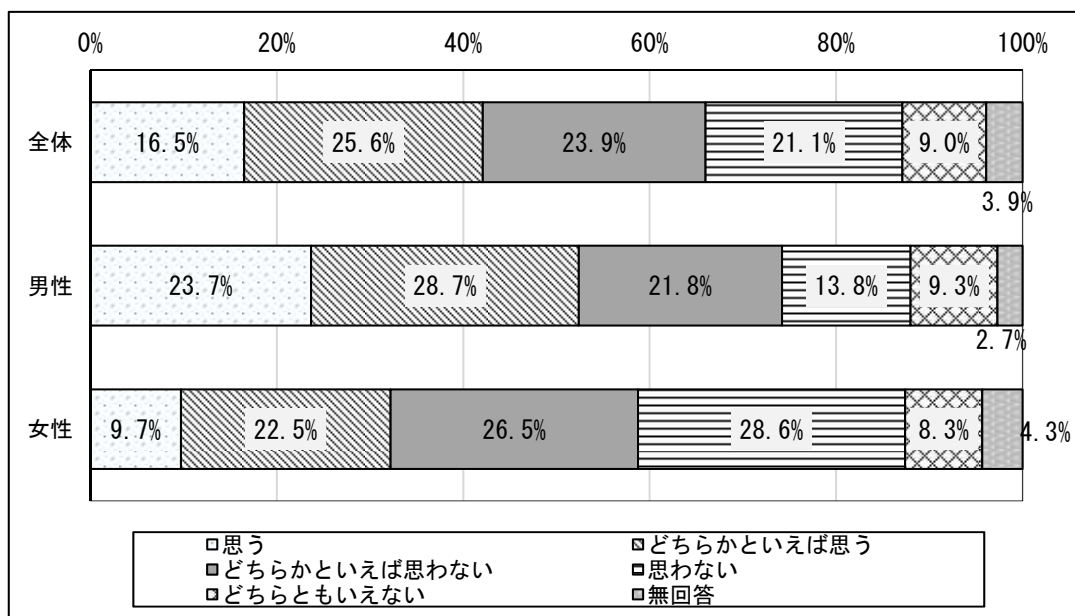
分野別の男女の地位の平等感についてたずねたところ、平等になっていると「思う」と「どちらかといえば思う」の合わせた回答の割合が高かったのは、「家庭生活の場」(42.1%)と「学校教育の場」(46.6%)でした。それ以外の分野においては、「思う」と「どちらかといえば思う」の合わせた回答の割合が低く、実際に男女の平等が実現している場面は、まだまだ限られていることがわかります。(図20)

図20 分野別の男女の地位の平等感



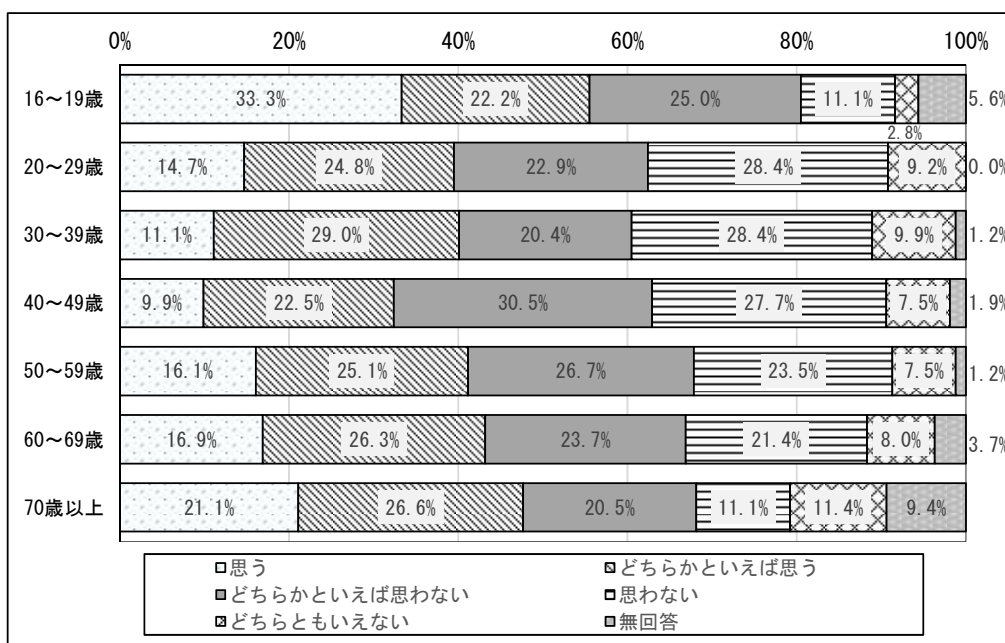
家庭生活における平等感を男女別にみると、全体的に「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせ、男性が52.4%、女性が32.2%となっており、男女で意識や感じ方の違いがうかがえます。(図21)

図21 家庭生活における男女の地位の平等感【男女別】



また、年齢別にみると、「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせ、40～49歳が32.4%と最も低く、16～19歳が55.5%と最も高くなっています。(図22)

図22 家庭生活における男女の地位の平等感【年齢別】



「男は仕事、女は家庭」や「男は主要な業務、女は補助的業務」といった考えに代表される固定的性別役割分担意識について、解消すべきであると思うかたずねたところ、「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた割合は、回答者全体、男女別にみても、6割以上の方が解消すべきと回答しています。(図23)

図23 固定的性別役割分担意識を解消すべきである【男女別】

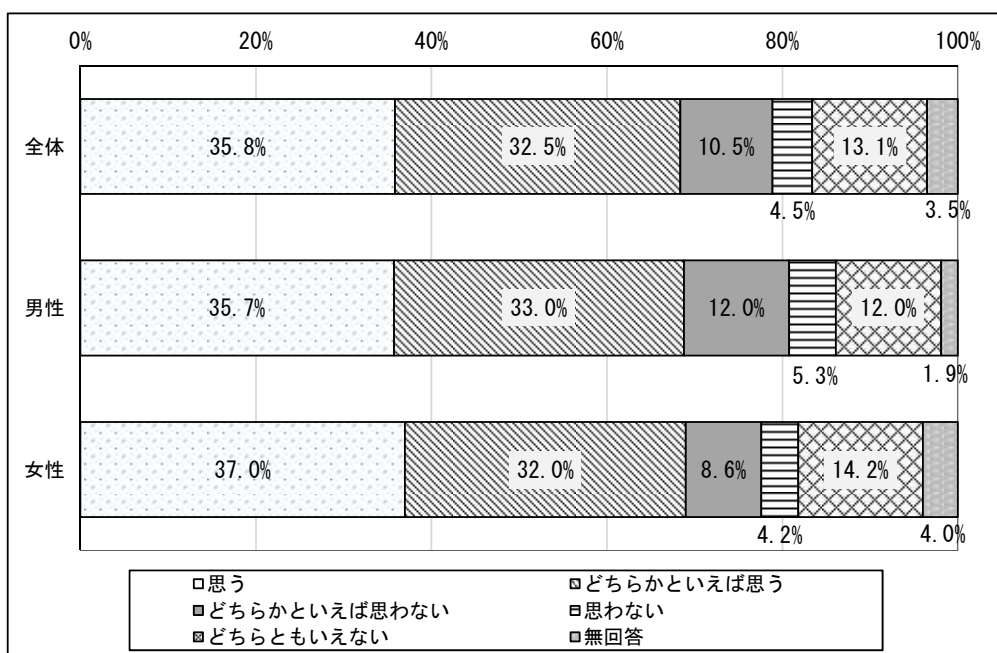
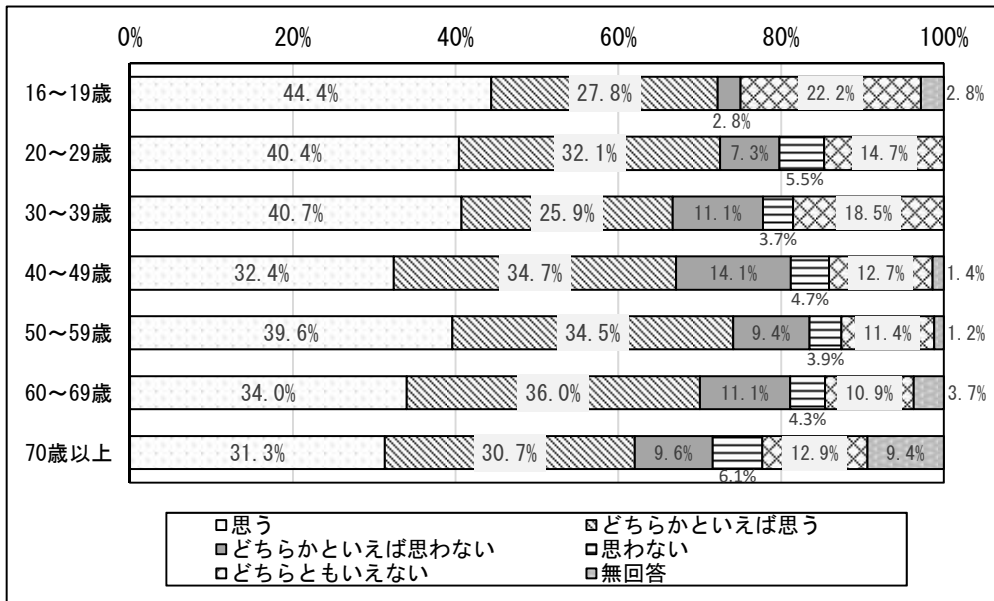
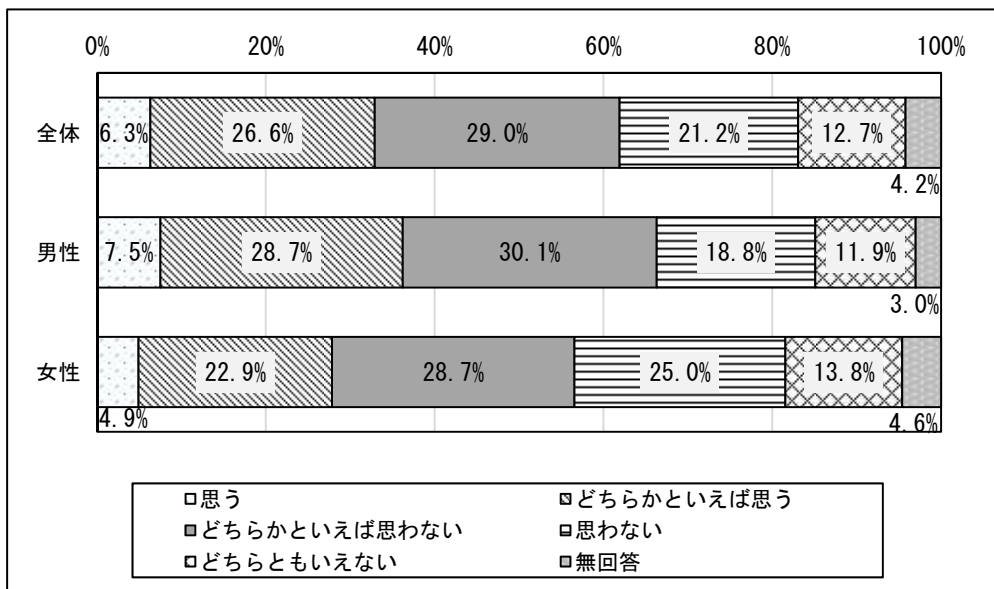


図24 固定的性別役割分担意識を解消すべきである【年齢別】



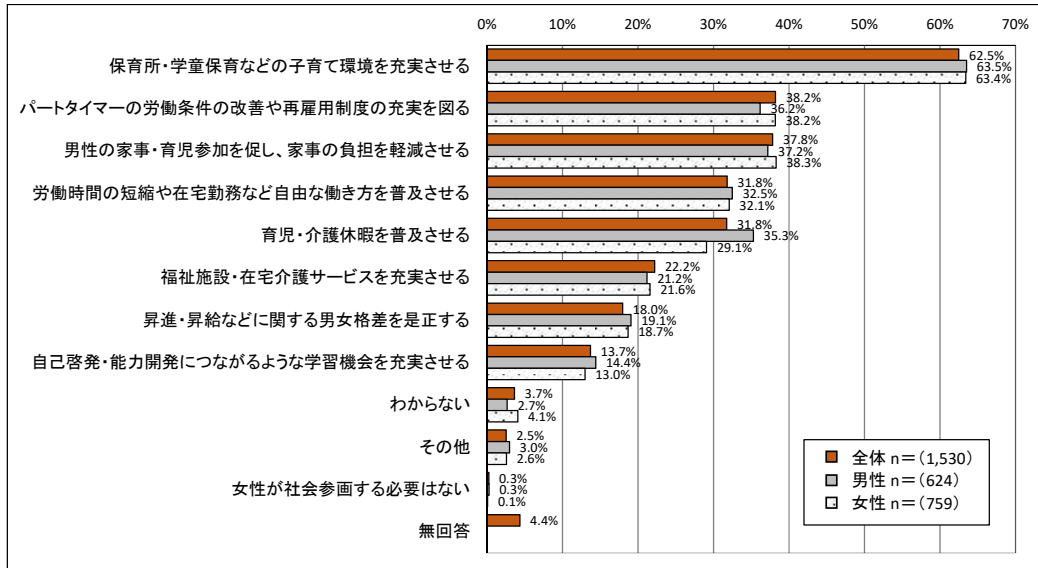
また、固定的性別役割分担意識が社会から解消されてきていると思うかたずねたところ、「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた“思う人”の割合が32.9%となっているのに対し、「どちらかといえば思わない」と「思わない」を合わせた“思わない人”の割合は、50.2%と“思う人”を上回っています。(図25)

図25 固定的性別役割分担意識が社会から解消されてきている



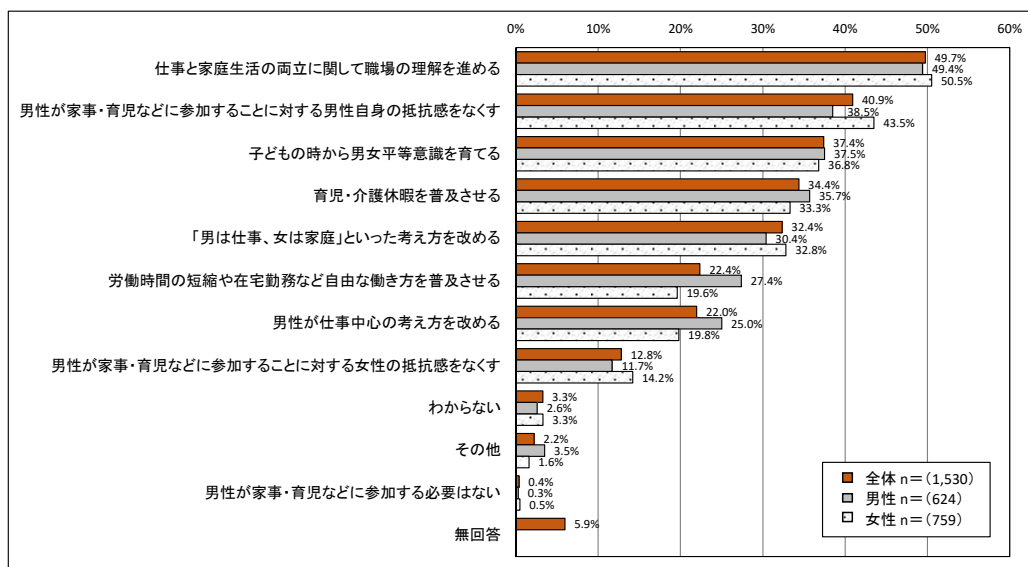
女性が結婚や出産後も働き続けたり、再就職するなど社会参画を進めるために必要だと思うことについてたずねたところ、「保育所・学童保育などの子育て環境を充実させる」(62.5%)、「パートタイマーの労働条件の改善や再雇用制度の充実を図る」(38.2%)といった項目が上位となっており、女性が働き続けるためには、子育て支援策の充実や労働条件の改善などが必要とされていることがわかります。(図26)

図26 女性の社会参画を進めるために必要なこと



男性が家事、育児、介護、地域活動などに積極的に参加していくために必要だと思うことについてたずねたところ、「仕事と家庭生活の両立に関して職場の理解を進める」(49.7%)、「男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす」(40.9%)といった項目が上位となっており、男性の家庭参加を促すためには、職場の理解と男性自身の意識改革が求められていることがわかります。(図27)

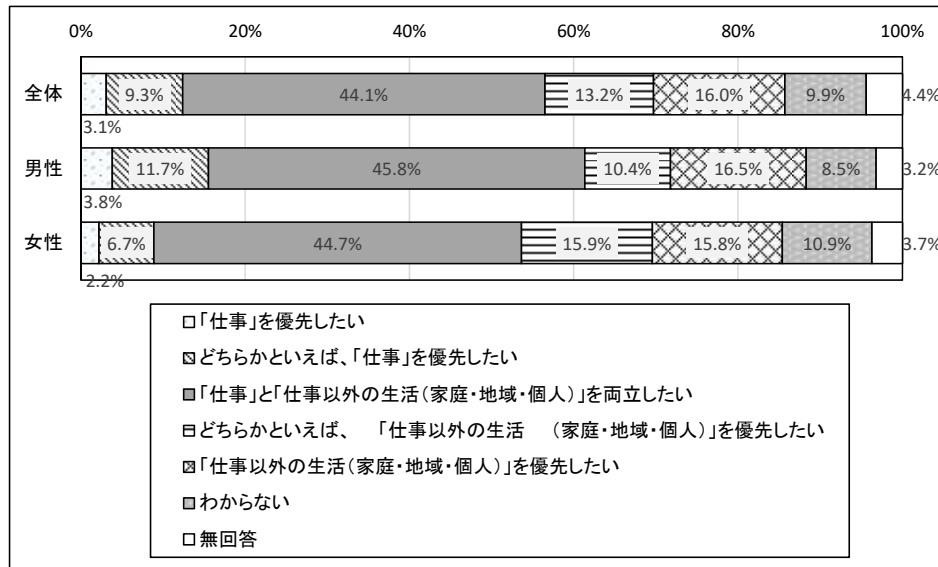
図27 男性が家庭生活や地域生活などに参加するために必要なこと



(イ) ワーク・ライフ・バランス※（仕事と生活の調和）について

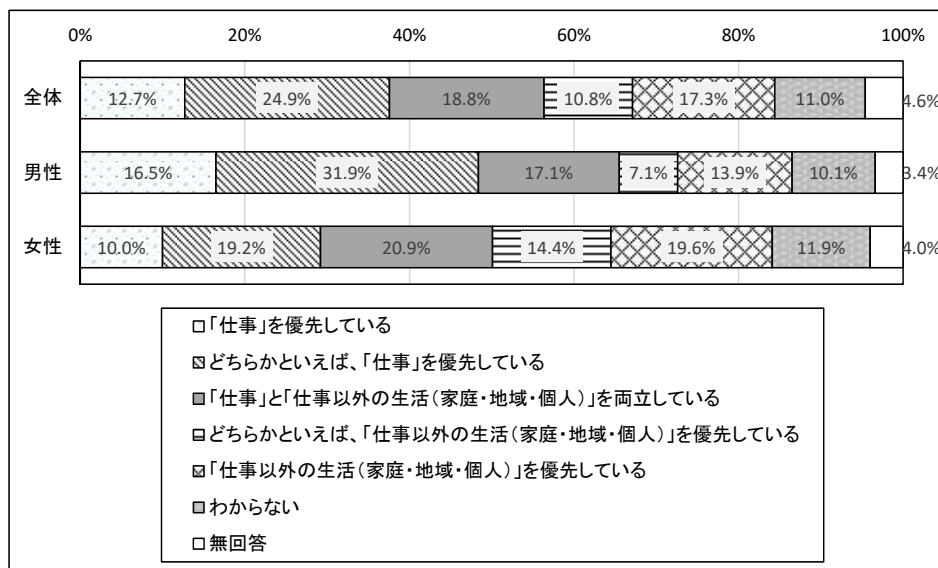
「仕事」と「仕事以外の生活（家庭・地域・個人）」の優先度についてたずねたところ、希望としては、『「仕事」と「仕事以外の生活（家庭・地域・個人）を両立したい』が回答者全体の44.1%で最も割合が高く、『「仕事」を優先したい』はわずか3.1%でした。（図28）

図28 生活の中での優先度(希望)



これに対し現状は、『どちらかといえば、「仕事」を優先している』と答えた方が全体で最も高い割合の24.9%で、『「仕事」を優先している』の12.7%を合わせると37.6%で、希望と現状には相違があることがわかります。（図29）

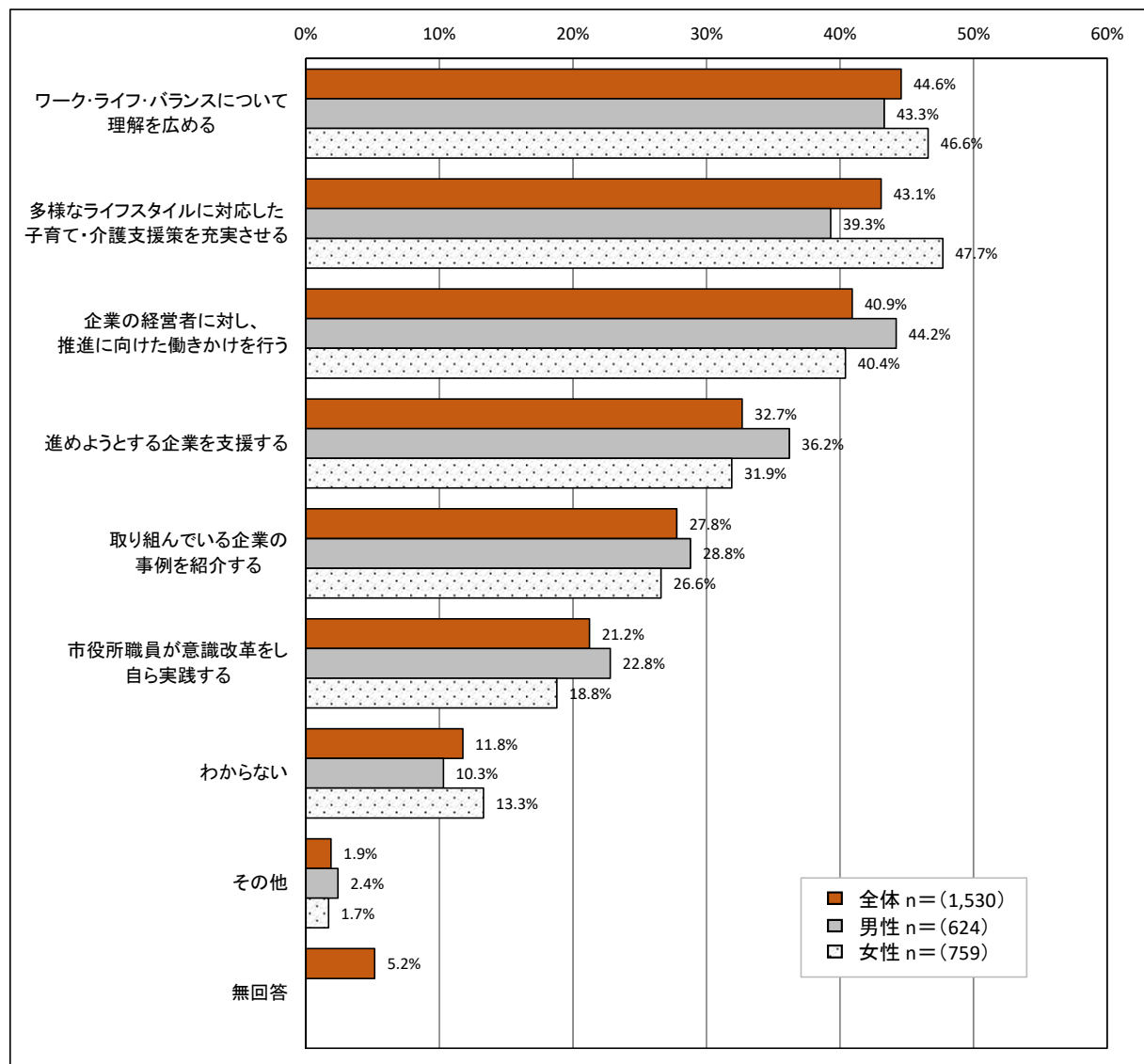
図29 生活の中での優先度(現状)



※ワーク・ライフ・バランス:誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を自らが希望するバランスで展開できる状態のこと。仕事の充実と私生活の充実の好循環をもたらし、持続可能な社会の構築に不可欠とされています。

ワーク・ライフ・バランスが実現された社会に近づくために必要だと思う行政（市役所）による取組についてたずねたところ、「ワーク・ライフ・バランスについて理解を広める」（44.6%）、「多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援策を充実させる」（43.1%）といった項目が上位となっており、ワーク・ライフ・バランスの周知や子育て・介護支援策の充実が求められています。（図30）

図30 ワーク・ライフ・バランスの実現のために必要な市の取組



(ウ) 人権について

セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）を受けた経験の有無についてたずねたところ、男性回答者の6.1%に対し、女性は21.3%が受けたことがあると回答しています。（図31）また、受けたことがあるという回答者の77.2%が、受けた行為について「誰にも相談していない」と答えています。（図32）

図31 セクハラを受けた経験

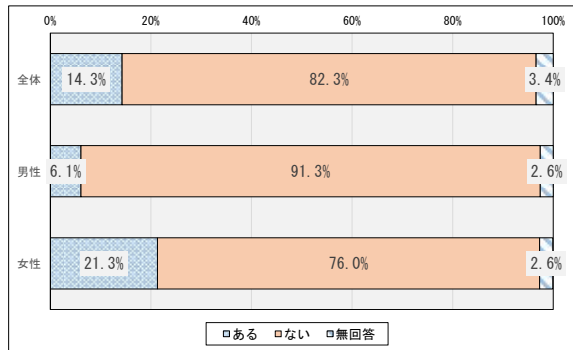
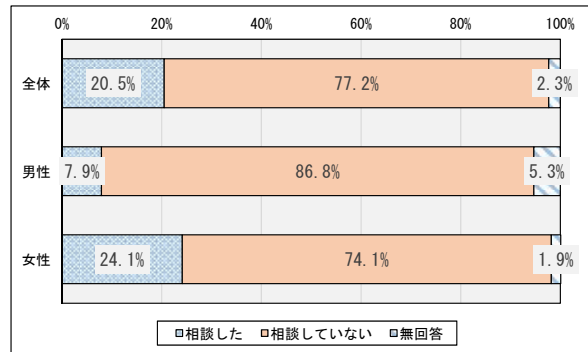


図32 セクハラを受けて相談したか



DV（ドメスティック・バイオレンス）を受けた経験の有無についてたずねたところ、男性回答者の3.4%に対し、女性は11.3%が受けたことがあると答えています。（図33）

また、受けたことがあるという回答者の56.3%が、受けた行為について「誰にも相談していない」と答えています。（図34）

図33 DVを受けた経験

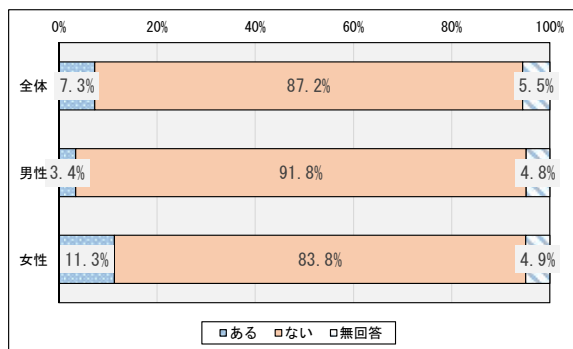
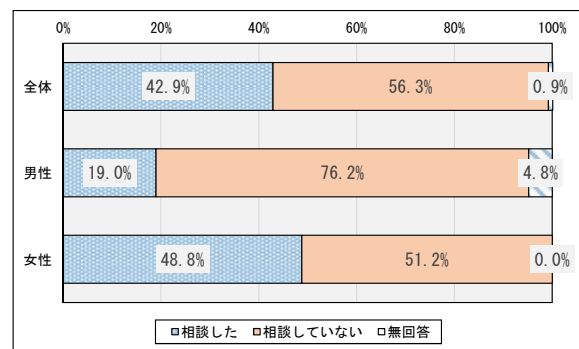


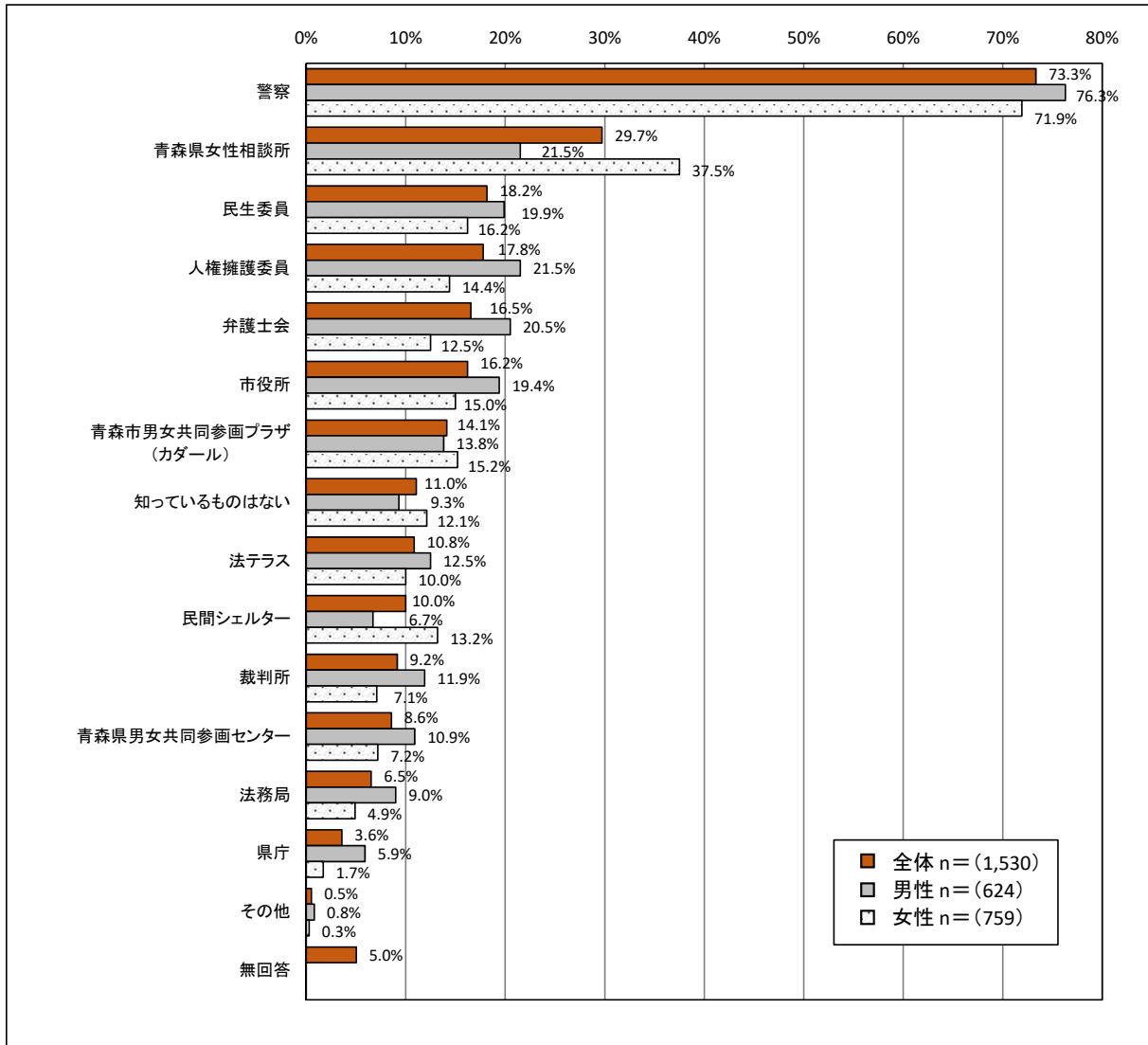
図34 DVを受けて相談したか



交際相手や配偶者からの暴力について相談できる窓口として知っているものはあるかたずねたところ、73.3%の回答者が「警察」を挙げ、それ以外の相談窓口の認知度が低くなっています。(図35)

支援を必要とするDV被害相談者の立場に立ったワンストップ支援を行っている青森市配偶者暴力相談支援センターの周知を図る必要があります。

図35 知っているDVに関する相談窓口



② 男女共同参画に関する事業所意識調査の結果の概要

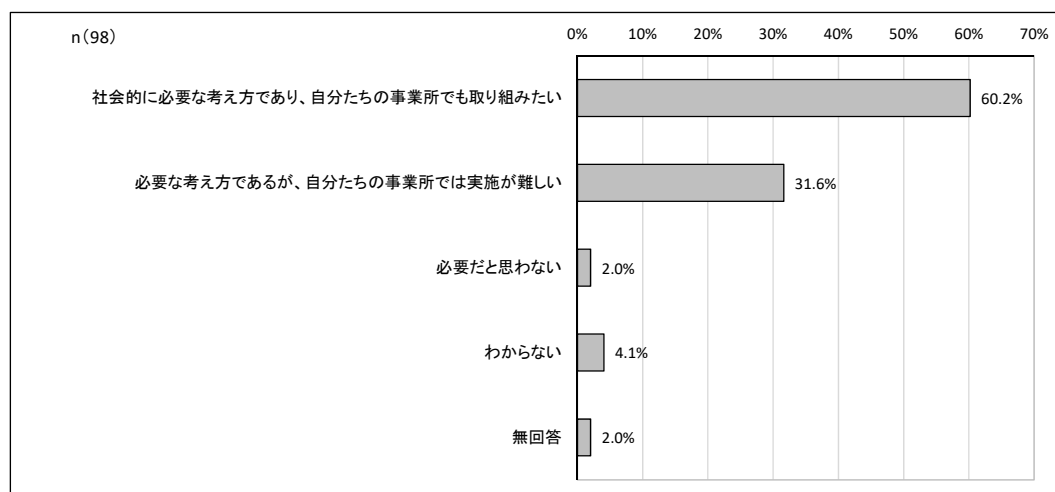
市では、平成27年7月、男女共同参画に関する青森市内の事業所の意識や実態等を把握するための意識調査を実施しました。

調査名称	青森市男女共同参画に関する事業所意識調査
調査対象	青森商工会議所及び青森市浪岡商工会の会員のうち、従業員10人以上の事業所の事業主
標本数	200人
抽出方法	青森商工会議所及び青森市浪岡商工会の会員名簿から等間隔無作為抽出
調査方法	返信用封筒同封による郵送（無記名、自記式）
調査期間	平成27年7月9日から7月24日まで
有効回収率	49.0%

(ア) 雇用環境について

様々な活動に参画する機会が必ずしも男女間において等しく与えられていない現状を考慮し、女性を積極的に登用するなど、必要な範囲において男女間の機会の格差の是正に向けた取組を行うポジティブ・アクション（積極的改善措置）※についての考えをたずねたところ、60.2%の事業所がポジティブ・アクションの必要性を感じ、自分たちの事業所でも取り組みたいと答えています。これに、「必要な考え方であるが、自分たちの事業所では実施が難しい」と答えた事業所が31.6%で、合わせると9割以上という多くの事業所が、女性の能力の積極的な活用の必要性を認識していることになります。（図36）

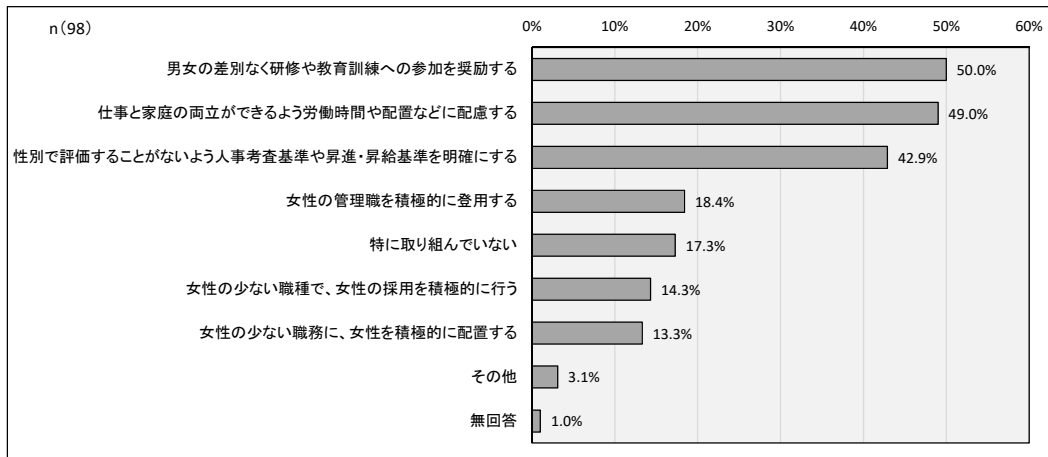
図36 ポジティブ・アクションについての考え



※**ポジティブ・アクション（積極的改善措置）**：これまでの慣行や固定的な男女の役割分担意識などが原因で、女性の能力が十分に発揮されていない場合に、女性を積極的に登用したり、女性が働きやすい制度・環境を整備するなどして、男女間の格差を積極的に解消しようとする取組のこと。「男女雇用機会均等法」第8条には、ポジティブ・アクションは法に違反しない旨が明記されています。

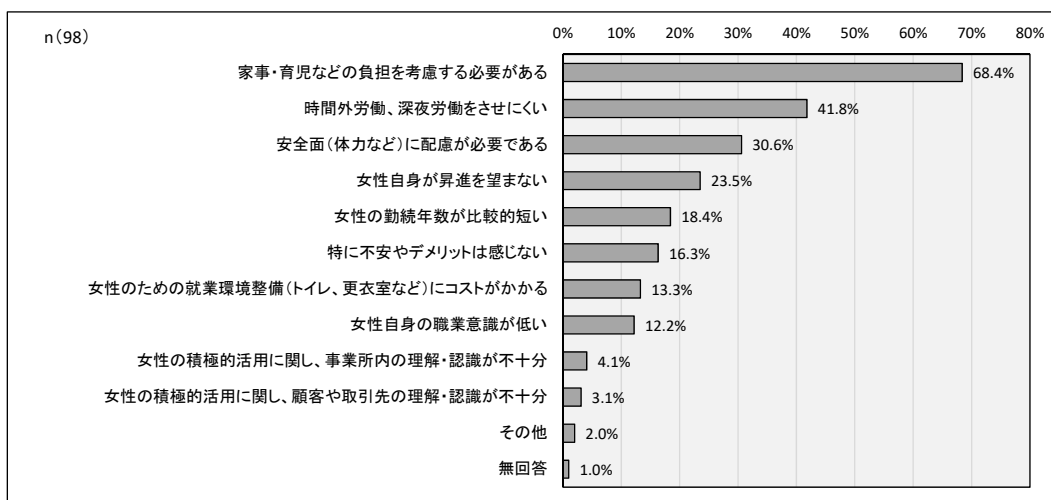
事業所内で取り組まれているポジティブ・アクションの例として多かったのは、「男女の差別なく研修や教育訓練への参加を奨励する」（50.0%）、「仕事と家庭の両立ができるよう労働時間や配置などに配慮する」（49.0%）、「性別で評価することがないよう人事考査基準や昇進・昇給基準を明確にする」（42.9%）の3つであり（図37）、現状の市内の事業所内での取組としては、女性の重用よりも男女の平等の確保が重視されているようです。

図37 事業所内で取り組んでいるポジティブ・アクション



また、女性を活用することについて不安やデメリットと思われることがあるかたずねたところ、「家事・育児などの負担を考慮する必要がある」との答えが68.4%と突出しており、女性に家事や育児の負担が多くあることが、女性社員を起用しづらくしている大きな要因であることがうかがえます。（図38）

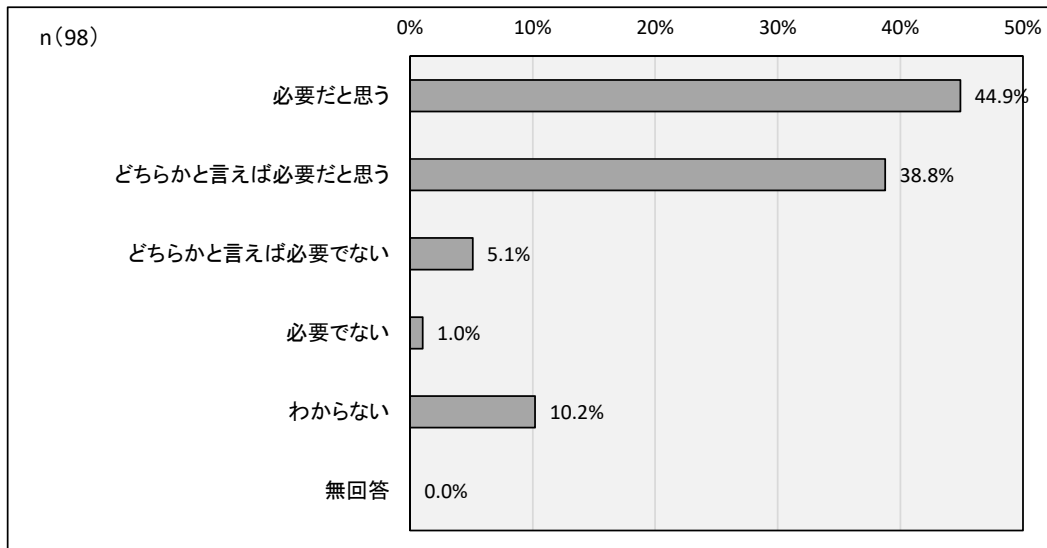
図38 女性の活用による不安やデメリット



(イ) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

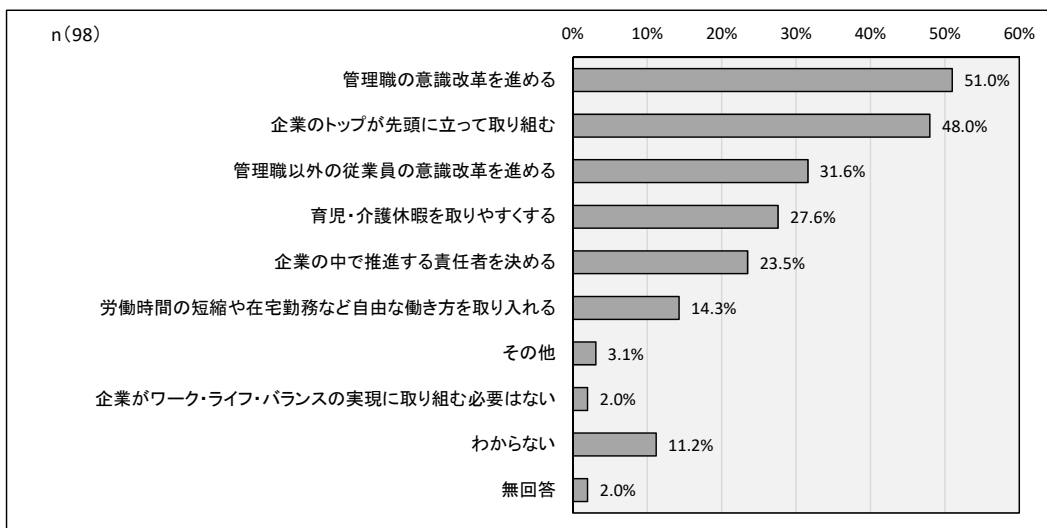
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の経営上の必要性についてたずねたところ、企業経営上「必要だと思う」と答えた事業所は44.9%、「どちらかと言えば必要だと思う」と答えた事業所は38.8%となっており、合わせて8割以上という多くの事業所が、ワーク・ライフ・バランスの必要性を認めています。（図39）

図39 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の経営上の必要性



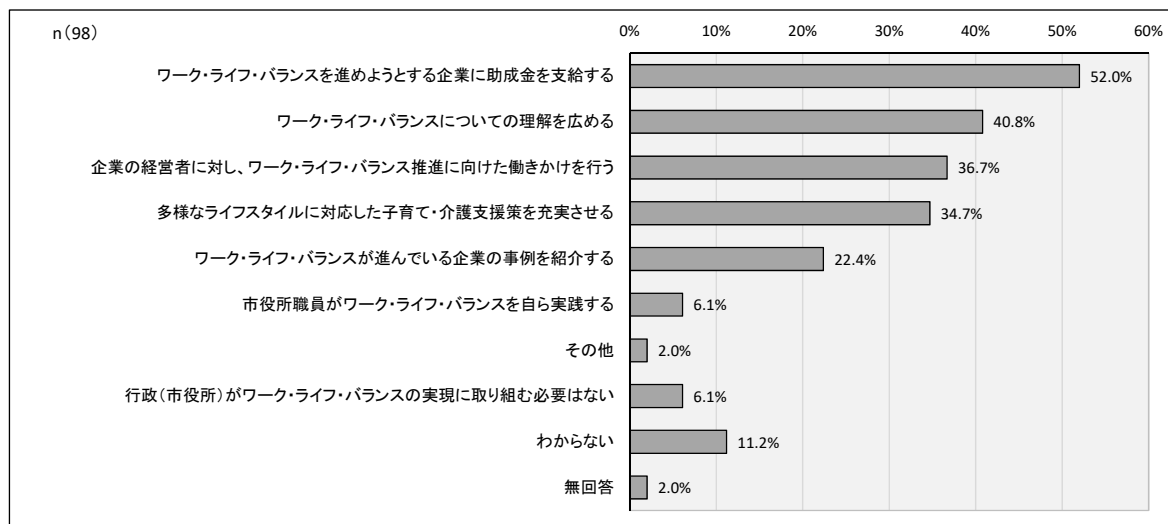
また、ワーク・ライフ・バランスが実現された社会に近づくために必要だと思う企業自身の取組についてたずねたところ、「管理職の意識改革を進める」（51.0%）、「企業のトップが先頭に立って取り組む」（48.0%）といった項目が上位となっており、企業は自らの意識改革が必要だと考えていることがわかります。（図40）

図40 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)実現のため必要な取組(企業)



同様に、必要だと思う市の取組についてたずねたところ、「ワーク・ライフ・バランスを進めようとする企業に助成金を支給する」(52.0%)、「ワーク・ライフ・バランスについての理解を広める」(40.8%)といった項目が上位となっており、意識啓発なども含め、企業への支援、働きかけが求められています。(図41)

図41 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)実現のため必要な取組(市)



3 計画の理念

本計画の理念は、本市のまちづくりの重要な理念・視点の一つとして、あらゆる施策の推進に当たってその趣旨を尊重することとしている『「男女共同参画都市」青森宣言』とします。

「男女共同参画都市」青森宣言

私は私を大切に思うのと同じ重さで
あなたを大切に思う
性別を超え 世代を超え 時代を超え
人と協調し 人を信頼できる
誇り高い人間でありたい
すべての人の自立と平等を目指して
青森はここに「男女共同参画都市」を宣言します

4 計画の基本方向

本計画では、上記理念の実現を図るため、次の5つの基本方向を掲げます。

《基本方向1》 男女共同参画社会の実現のための意識改革・理解促進

私たちの生活や活動のあらゆる場面において男女共同参画が実現するよう、効果的に意識啓発を進め市民の理解を促進します。また、私たち一人ひとりの視野を広げ、多様な選択を可能にする教育・学習の充実を図ります。

《基本方向2》 男女共同参画の視点に立った行動改革

法律等による差別禁止や意識啓発だけでは実現が難しい男女の機会の平等の実現に向け、積極的に女性の参画拡大を図るとともに、多様な主体との連携・協働や人材育成を図り、男女共同参画の視点に立った行動改革を推進します。

《基本方向3》 労働環境における男女共同参画の促進

男女がともに働き続けられ、充実した生活を送ることができるよう、労働環境における男女共同参画を促進します。また、地域経済の持続的な発展に向け、その役割を担う女性の能力発揮を促進します。

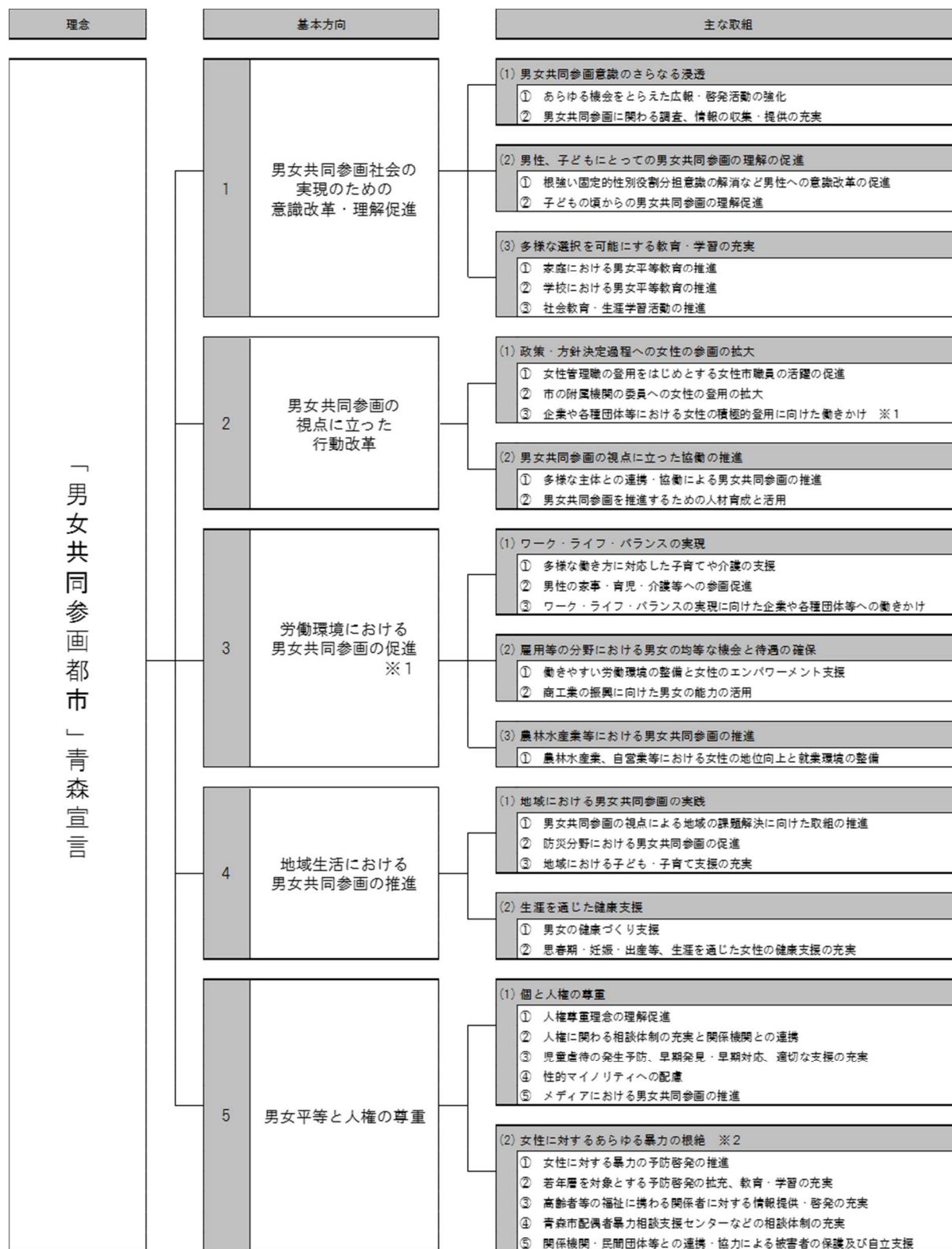
《基本方向4》 地域生活における男女共同参画の推進

地域の課題解決に男女共同参画の視点を活かすなど、最も身近な暮らしの場である地域生活において男女共同参画を推進します。また、特に女性特有の健康上の問題に留意しながら、生涯を通じた男女の健康支援を進めます。

《基本方向5》 男女平等と人権の尊重

女性に対するあらゆる暴力の根絶を含め、男女共同参画社会の形成の前提となる男女平等と人権尊重の理念の普及を図ります。

■計画の体系図



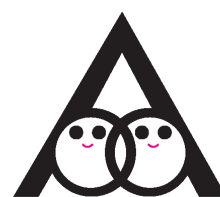
※1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める市町村推進計画

※2 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に定める市町村基本計画

第2部 各論

第1章

男女共同参画社会の実現のための意識改革・理解促進



男女共同参画都市あおもり

「男女共同参画都市あおもり」シンボルマーク

《現状と課題》

- 市では、『「男女共同参画都市」青森宣言』の趣旨を継承しながら、カダール（男女共同参画プラザ）※やアコール（働く女性の家）※を拠点とした啓発活動、情報紙アンジュール※やのぼり旗の作成配布による情報発信などを通じて、男女共同参画意識の普及啓発に取り組んでいます。
- 本市の小・中学校では、『個を生かし、社会の変化に主体的に対応できる「生きる力」を育む学校教育』の推進に努めるとともに、学校・家庭・地域が連携協働※し、子どもたちの確かな学力や豊かな心、健やかな体、未来へ飛躍できる能力などを養う教育活動の充実を図っています。
- 市では、市民一人ひとりが生涯にわたって、あらゆる機会、あらゆる場所を利用して、知識や技術を学び、学んだことを活かして、明るく豊かで住みよい地域づくりに積極的に参加できる生涯学習の推進と、学校・家庭・地域の連携協力による社会全体の教育力の向上に努めています。

《男女共同参画意識の状況》

- 平成26年11月の市の市民意識調査では、回答者の44.8%が「男女共同参画社会」という言葉も内容も知っていると思ったものの、男女の固定的性別役割分担意識※が社会から解消されてきていると思うと回答したのは32.9%と低くなっています。このことから、男女共同参画意識のさらなる浸透を図るため、市内外からの情報の収集やより効果的な方法についての調査を行うなどにより、あらゆる機会、様々な情報媒体を通じて広報・啓発活動を展開していく必要があります。

《男性、子どもにとっての男女共同参画の理解の状況》

- 男女共同参画にとって大きな障害と言われている「男は仕事、女は家庭」といった考えに代表される性別に基づく固定的な役割分担意識は、平成26年11月の市の意識調査において、「解消すべき」は平成23年度の50.3%から68.3%と増えています。

※カダール(男女共同参画プラザ):平成13年に開館した、市の男女共同参画推進の拠点施設(新町一丁目3番7号アウガ5階)。施設の愛称「カダール」は、津軽弁で仲間になるという意味の「かだる」と、ともに「語り合う」という意味を表しています。

※アコール(働く女性の家):昭和48年に開館した、市の男女共同参画推進の拠点施設(勝田一丁目1番2号)。施設の愛称「アコール」は、フランス語で「調和」や「和音」を意味します。

※情報紙アンジュール:平成8年に創刊した、市の男女共同参画情報紙。

※協働:行政又は市民だけでは解決できない地域課題を克服するため、市民活動団体や行政が、それぞれまちづくりの主体として、同じ目的のためにお互いが持てる力を出し合い連携して、まちをより良いものにしていくプロセスのこと。

※固定的性別役割分担意識:「男は仕事、女は家庭」といった考え方に代表される、性別によって役割を固定的に分ける意識のこと。

- しかしながら、家事や育児、家族の介護等の家庭的責任の多くを事実上女性が担っていることから、男性の意識改革や男女共同参画への理解の促進を図る必要があります。
- 一方で、長い時間をかけて形作られてきた意識を大人になってから変えることは容易ではないことから、次代を担う子どもたちが今後の社会において個性と能力を十分に発揮できるよう、子どもの頃から男女共同参画への理解を促進する必要があります。

《教育・学習活動の状況》

- 男女がともに自立し、社会の中で個性と能力を発揮していくためには、私たち一人ひとりが性別によらず、自らの生き方、能力、適性を考え、主体的に進路を選択する能力や態度を身につける必要があることから、学校・家庭・地域といったあらゆる場面において、私たちの視野を広げ、多様な選択を可能にする教育・学習の充実を図る必要があります。

《基本方向》

私たちの生活や活動のあらゆる場面において男女共同参画が実現するよう、効果的に意識啓発を進め市民の理解を促進します。また、私たち一人ひとりの視野を広げ、多様な選択を可能にする教育・学習の充実を図ります。

《主な取組》

(1) 男女共同参画意識のさらなる浸透

① あらゆる機会をとらえた広報・啓発活動の強化

- カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点とした啓発活動、市の広報媒体はもとより、出前講座や情報紙アンジュール、子ども向け啓発小冊子、テレビ、ラジオ、インターネットなど多様な情報媒体を活用し、高齢者など年齢層に配慮した広報・啓発活動の充実を図ります。
- 「男女共同参画都市あおもり」シンボルマークの積極的な活用を図るとともに、推進月間をはじめとする様々なイベントなどの機会をとらえた広報・啓発活動の展開を図ります。
- 職員研修や情報紙などを通じて、男女共同参画都市としての市職員の男女共同参画に関する理解を深めます。

② 男女共同参画に関わる調査、情報の収集・提供の充実

- 国・県の動向を注視するとともに、先進的な取組を行っている市内の企業等や他都市の事例等について情報収集を行い、分かりやすく情報を発信します。

- カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点に、様々な講座の開催や情報誌等を通じて、効果的な情報発信に努めます。
- 情報紙アンジュールを定期的に発行し、男女共同参画に関する最新の情報を発信します。
- 男女共同参画をめぐる現状や意識等について、市民意識調査等を活用した実態把握を行い、市ホームページ等を通じて公表します。

（２） 男性、子どもにとっての男女共同参画の理解の促進

① 根強い固定的性別役割分担意識の解消など男性への意識改革の促進

- 男性が参加しやすく、関心を持てるよう各種講座等の企画・開催を行うなど、男女共同参画についての理解を促進します。
- 男性が固定的性別役割分担意識から脱却するための意識啓発を促すとともに、男性の家事等の日常生活能力の獲得・向上への支援や男性のロールモデル*による事例の発信などにより、男性の家事・育児・介護への参画を促進します。

② 子どもの頃からの男女共同参画の理解促進

- 幼児教育や義務教育において、人権尊重の理念や、性別にとらわれず一人ひとりの個性や能力を尊重する意識を育む教育を推進します。
- 教員研修や学校訪問、乳幼児期の教育・保育の質の維持・向上のための研修会等の機会を通じて、教員や保育士など子どもの育ちに関わる人たちの男女共同参画意識の向上を図ります。
- 学校だより、PTA広報、家庭教育学級、出前講座などを活用して、学校・家庭・地域が連携し、子どもの頃からの男女共同参画意識の醸成を図るとともに、周囲の大人の意識が子どもたちに大きく影響することから、保護者等に対しても男女共同参画についての意識啓発に努めます。

（３） 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

① 家庭における男女平等教育の推進

- 男性の子育てや家庭教育への関わりを促すとともに、男性のみならず、女性の側の固定的性別役割分担意識の解消を図るなど、男女共同参画意識を育てる家庭教育を推進します。
- 小・中学校で開催している家庭教育学級について、男性も含めたより多くの人に参加しやすい環境づくりを進めます。また、家庭教育に関する情報提供及び相談機会の確保を図ります。

*ロールモデル：将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考する役割モデルのこと。

② 学校における男女平等教育の推進

- 男子向け・女子向けとされる職種にとられることなく、一人ひとりの能力・適性・希望等に応じた主体的な選択を促す進路指導等を行い、学校教育において生涯を見通したキャリア教育*を推進します。
- 「男女共同参画都市あおもり」シンボルマークを掲載したのぼり旗等の掲示や子ども向け啓発小冊子の積極的な活用などを通じて、本市が男女共同参画都市であることや男女共同参画についての理解が学校生活において自然に深まるよう努めます。

③ 社会教育・生涯学習活動の推進

- カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点に、多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応し、女性のエンパワーメント*を支援するため、女性の生涯にわたる学習機会の提供・充実を図ります。
- 女性のみならず男性に対しても、カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点に、様々な機会をとらえながら、男女共同参画意識を高める学習機会の提供・充実を図ります。
- 男女共同参画社会の実現のためには、男女がともに自立し、主体的に物事を考え社会参画する能力や態度を身につける必要があることから、地元大学など多様な主体との連携を図りながら、男女共同参画をはじめ、地球環境の保全、国際理解などの現代的課題や地域の課題に関する学習機会・学習情報の提供を行うなど、社会教育活動の充実を図ります。
- 男女共同参画を推進するには、一人ひとりの視野を広げる学習機会の提供が重要であることから、市民センター等において、各種講座の開催など様々な学習機会を提供するとともに、学習活動に関する情報提供を行い、誰もが気軽に学ぶことができる、地域に根ざした学習活動拠点機能の充実を図ります。

*キャリア教育：社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現する力を育てる教育のこと。

*女性のエンパワーメント：女性が意識と能力を高め、職場や家庭、地域など、あらゆる場面において、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること。

《目標とする指標》

指標とその説明	基準値	目標値 (令和5年度)
「男女共同参画社会」という用語の周知度 市民に「男女共同参画社会」という用語が周知されている割合(市民意識調査)	81.3% (平成26年度)	100%
男女共同参画に対する満足度 男女共同の環境・意識が職場や家庭において浸透していると思う市民の割合(市民意識調査)	5.7% (平成27年度)	16.0%
男女共同参画意識啓発事業への参加者数 「男女共同参画に関する講座」の受講者数	8,065人 (平成26年度)	9,300人
男女共同参画意識啓発事業への男性参加者の割合 「男女共同参画に関する講座」の受講者のうち男性の割合	28.5% (平成26年度)	32.0%
「男女共同参画啓発小冊子」を活用した小・中学校数 小・中学校の授業等で「男女共同参画啓発小冊子」を活用した学校数	31校 [小 31] [中 -] (平成26年度)	64校 [※] [小 43] [中 21]

※全小・中学校で実施、私立中学校を含みます。小学校は平成26年度、中学校は平成27年度から配布しています。

第2章

男女共同参画の視点に立った行動改革



ポジティブ・アクション普及促進のための
シンボルマーク「きらら」(厚生労働省)

《現状と課題》

- 国では、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度とすることを目標に、あらゆる分野において男女間の機会の格差の是正に向けた取組を行うポジティブ・アクションを推進しています。
- 平成28年4月から全面施行される「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」では、地方公共団体や労働者301人以上の民間事業主に対して、女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析や定量的目標・取組などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等が義務づけられました。
- 市の附属機関における女性委員の比率は、平成25年度が21.2%、平成26年度が21.2%、平成27年度が21.6%と、ほぼ横ばい状態にあります。
- 少子高齢化の進行や人口の減少、生き方や価値観の多様化など、市民生活において様々な変化が生じている中、市民ニーズに対応するため、市では、行政だけでなく多様な主体が連携・協働し、共に公共を担っていく「新しい公共」の構築に取り組んでいます。

《政策・方針決定過程への女性の参画状況》

- 政策・方針決定過程への女性の参画状況は全国的に低調であることから、国によるポジティブ・アクションの趣旨を踏まえ、本市における女性職員の活躍の促進及び市の附属機関の委員への女性の参画の拡大を図る必要があります。
- また、女性が参画する機会を確保し、その意思を反映することは、多様な人材の能力の活用につながり、組織の強化や持続可能な社会の発展のためにも不可欠であることから、企業や各種団体等における女性の積極的な採用・登用に向けた働きかけを行う必要があります。

《多様な主体との協働の状況》

- 男女共同参画社会は、行政のみの取組で実現できるものではないことから、幅広い分野の多様な主体との連携・協働により、お互いを尊重し、男女がともに個性と能力を発揮する男女共同参画を推進していく必要があります。
- また、多様な主体との連携・協働をする中で、男女共同参画を推進していく人材の育成と活用を図る必要があります。

《基本方向》

法律等による差別禁止や意識啓発だけでは実現が難しい男女の機会の平等の実現に向け、積極的に女性の参画拡大を図るとともに、多様な主体との連携・協働や人材育成を図り、男女共同参画の視点に立った行動改革を推進します。

《主な取組》

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

① 女性管理職の登用をはじめとする女性市職員の活躍の促進

- 市が女性管理職への積極的な登用を進めることで、市政における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、女性職員の活躍を促進することにより、市内企業や各種団体等における女性の活躍の促進の呼び水となるよう、率先した取組を進めます。

② 市の附属機関の委員への女性の登用の拡大

- 市の附属機関においては、団体からの委員の推薦に当たっては女性の推薦を依頼するなど女性の積極的な登用を図るとともに、委員の公募においても女性の応募を促す工夫を検討するなど、女性委員の割合を高める取組を推進し、市の政策形成過程に男女が共に参画できる機会の充実を図ります。

③ 企業や各種団体等における女性の積極的登用に向けた働きかけ

- 女性の個性と能力が十分発揮され、多様性が確保されることが、企業活動、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、社会全体の活力につながるものであることから、女性活躍推進法を踏まえ、企業や各種団体等へ、積極的な取組を働きかけます。
- 女性の採用・登用に積極的な企業・団体等の事例を広く紹介し、関係機関との連携のもと、企業や各種団体等への女性の積極的登用に向けて促進します。
- 女性自身が登用に対する意識の向上や行動することの重要性について啓発します。

(2) 男女共同参画の視点に立った協働の推進

① 多様な主体との連携・協働による男女共同参画の推進

- カダール（男女共同参画プラザ）及びアコール（働く女性の家）の拠点機能や青森市女性会議連絡会や東青地域男女共同参画ネットワークなど既存のネットワークの活用や、行政のみならず、民間団体等を含めた男女共同参画を推進する幅広い分野の多様な主体と連携・協働を図りながら、男女共同参画の取組を進めていきます。
- 市民協働交流サロンなどを活用し、男女共同参画に係る問題意識を共有し、意識啓発など協働により推進します。

② 男女共同参画を推進するための人材育成と活用

- 身近で分かりやすいロールモデルの情報提供を行うとともに、カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点に、男女共同参画を推進する団体や個人の育成とネットワーク化などにより、男女共同参画を推進します。

《目標とする指標》

指標とその説明	基準値	目標値 (令和5年度)
青森市における課長相当職以上に占める女性の割合	11.6%	16.4%
青森市役所における課長級以上の女性の割合	(平成27年度)	
市の附属機関における女性委員の割合	21.6%	30.0%
法律又は条例の定めにより設置された市の附属機関の委員に占める女性の割合	(平成27年度)	

第3章

労働環境における男女共同参画の促進



仕事と子育ての両立支援に取り組む
事業主を認定するマーク「くるみん」
(厚生労働省)

《現状と課題》

- 男女を問わず働き続けながら、生きがいを見つけ、人生を豊かにしていくことは、労働意欲の向上にもつながり、企業の活性化や持続可能な社会の発展に不可欠であることから、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を目指す取組が求められています。
- 女性の社会進出の進展や就労形態の変化などにより、保育に対するニーズがますます多様化している中、市では、「青森市子ども総合計画」に基づき、子ども・子育て支援の充実を図り、仕事と子育ての両立支援に取り組んでいます。
- 本市経済においては、人口減少・少子高齢化に伴う労働力構造の変化、ライフスタイルの多様化による消費者ニーズの変化、新幹線開業に伴う影響など、本市を取り巻く社会環境の変化に対し、適切な対応が求められています。
- 本市では、全国有数の生産量を誇るリンゴをはじめ、コメ、野菜、ホタテ、ナマコ、カシスなどの農水産物やこれらを使った加工品など、全国に誇れる産品を数多く有しており、農家人口の過半を占める女性が、特に農産物の加工・販売などで活躍の場を広げています。

《ワーク・ライフ・バランスの状況》

- ワーク・ライフ・バランスを実現し、男女がともに働き続けられるようにするためには、多様な働き方に対応した子育てや介護の支援を行う必要があるほか、家庭において、家事・育児・介護などの責任を男女が協力し合って担うことも重要であり、少子高齢化、核家族化など社会環境の変化に伴って、その重要性がさらに増していることから、男性の家事・育児・介護等への参画を促進する必要があります。
- また、ワーク・ライフ・バランスの実現には職場の理解が不可欠であることから、企業や各種団体等への情報提供などを通じ、ワーク・ライフ・バランスの普及に向けた働きかけを行う必要があります。

《雇用・労働環境の状況》

- 雇用・労働環境については、性別を問わず、誰もが安心して意欲を持って働くことができる環境を整備する必要があるほか、人口減少・少子高齢化に伴う労働力構造の変化により、今後の社会においては、人口の約半分を占める女性がさらに貴重な労働力になることが予想されていることなどから、今後の地域経済を担う女性の能力発揮を促進していく必要があります。
- また、消費者ニーズが多様化する中で、持続的に新たな魅力や価値を創造し、地域経済を活性化していくためには、様々な分野で女性の発想、企画力、行動力等を取り入れるなど、男女双方の能力の活用を図る必要があります。

《農林水産業等における男女共同参画の状況》

- 農業分野においては固定的性別役割分担意識や古い因習等が根強いとされているほか、農林水産業や自営の商工業には家族経営が多く、生活と経営が密接につながっているため、労働条件等が明確になっておらず、女性の果たす役割が十分に認識・評価されていない傾向にあることから、女性の役割と位置づけを明確にし、働きやすい環境の整備を図り、農林水産業、自営業の商工業における男女共同参画を推進する必要があります。

《基本方向》

男女がともに働き続けられ、充実した生活を送ることができるよう、労働環境における男女共同参画を促進します。また、地域経済の持続的な発展に向け、その役割を担う女性の能力発揮を促進します。

《主な取組》

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現

① 多様な働き方に対応した子育てや介護の支援

- 男女がともに子育てしながら働き続けられるよう、延長保育や休日保育、病児一時保育、一時預かりのほか、会員同士が子育てを助け合うファミリー・サポート・センター*などの保育サービスを充実するなど、仕事と子育ての両立を支援します。
- 特別な支援を必要とする家庭において安心して仕事と子育てができるよう、障がい児の特性等に配慮した障がい児保育やふれあい保育、ひとり親家庭の子育てに関する相談など、特別な支援を必要とする家庭への支援の充実を図ります。
- 女性の社会進出の進展や就労形態の変化などに伴い多様化する教育・保育需要に対応するため、保育士などを対象とした研修などを通じて、教育・保育サービスの質の向上と人材の確保を図ります。
- 家族に介護が必要になった場合は、男女がともに協力し合いながらその責任を担い、介護と仕事のバランスが保てるよう、介護保険制度の周知をはじめ、介護を必要とする高齢者が適切なサービスを受けられるよう介護に関する情報提供を充実するほか、男女が安心して働くことができるよう、介護サービスの質の確保・向上を図ります。

*ファミリー・サポート・センター：地域の子育て支援を行うことを目的に、子育ての援助を受けたいかた(利用会員)と子育ての援助を行いたいかた(サポート会員)のネットワークを作り、保育所(園)の送迎やその後の預かり、病児・病後児の預かりなど、会員同士がいつでも子育てを助け合う会員組織のこと。

② 男性の家事・育児・介護等への参画促進

- 個人生活の充実ひいては経済社会の持続可能な発展や企業の活性化につながるというワーク・ライフ・バランスの意義を周知するとともに、男性を対象とした啓発講座や男性のロールモデルによる事例の発信等を通じて、固定的な性別役割分担意識や長時間労働を前提とした従来の働き方の見直しを促し、男性の家事・育児・介護等への参画を促進します。

③ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業や各種団体等への働きかけ

- ワーク・ライフ・バランスについて、企業や各種団体等に対し、その意義を周知するとともに、業績向上や職場の活性化など好影響をもたらしている事例の情報提供を行い、育児休業の取得などの各種制度の積極的な活用を働きかけるなど、関係機関との連携のもと、普及促進を図ります。

(2) 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

① 働きやすい労働環境の整備と女性のエンパワーメント支援

- 関係機関との連携を図りながら、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法など雇用に関する法令・制度の周知を図ります。
- 固定的性別役割分担意識にとらわれずにいきいきと活躍する身近な女性のロールモデルを発信するとともに、女性の職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、学習等を受けられる機会の充実を図ります。

② 商工業の振興に向けた男女の能力の活用

- 女性の活躍によって企業や地域が活性化している好事例等を収集・発信するとともに、関係機関との連携を図りながら、起業に関する知識や手法に関する情報提供、相談等の機会を提供するほか、既存の制度も活用しながら、資金面、施設面の支援を行います。
- 育児・介護等により退職した女性を含め、求職者の職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、学習等を受けられる機会の充実を図るとともに、関係機関との連携のもと、再就職のための情報提供、職業能力開発等への支援を進めます。
- 女性活躍推進法で事業主行動計画の策定が努力義務とされている 300 人以下の企業に対しても、その意義を周知するとともに、行動計画の策定・活用を促していきます。

(3) 農林水産業等における男女共同参画の推進

① 農林水産業、自営業等における女性の地位向上と就業環境の整備

- 関係機関との連携を図りながら、農業等の家族経営における女性の役割と位置づけを明確にし、男女のワーク・ライフ・バランスや健康管理への配慮を含む家族経営

協定制度^{*}の周知や、農業者の老後生活の自立を促す農業者年金への加入促進などを通じて、農業等における女性の役割を適正に評価し、農業等に従事する男女が自分の生き方を自由に選択・設計・実現していくことができるようになるための啓発活動を推進します。

- 女性が重要な役割を果たし、地域活性化や農林水産業振興の大きな原動力となっている、農水産物の加工・直売、農作業体験、宿泊体験、グリーン・ツーリズム^{*}などの経営の多角化・複合化や「6次産業化」^{*}を推進する取組を支援し、農林水産業における女性の能力発揮を促進します。
- 県や関係機関との連携のもと、知識・技術に関する情報提供や各種研修会等を通じて、農山漁村の女性リーダーの育成と活躍の場の拡大を図ります。

《目標とする指標》

指標とその説明	基準値	目標値 (令和5年度)
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	19.9%	44.0%
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という用語を知っている市民の割合(市民意識調査)	(平成26年度)	
市役所における男性の育児休業取得率	0.0%	6.0%
育児休業が取得可能となった男性職員数のうち取得した割合	(平成26年度)	
青森市創業支援事業計画に基づく支援機関を利用した女性の起業・創業した件数	5件	7件
1年間に青森市創業支援事業計画に基づく支援機関を利用した女性の起業・創業した件数	(平成26年度)	
家族経営協定の締結数	49件	79件
家族経営協定を締結する農家数の累計	(平成27年度)	

^{*}家族経営協定制: 家族経営において、経営の方針や役割分担、労働条件等を家族間の話し合いにより取り決め、文書化するもの。

^{*}グリーン・ツーリズム: 農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型余暇活動のこと。

^{*}「6次産業化」: 農林漁業生産者(第1次産業)が、加工(第2次産業)や販売(第3次産業)までを一体的に行い、付加価値を高めること。

第4章

地域生活における男女共同参画の推進



平成14年開催「日本女性会議2002
あおり」のシンボルマーク

《現状と課題》

- 市では、市内の女性団体をはじめ、カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）での市民団体活動への支援を通じて、地域における男女共同参画の推進を図っています。
- 高齢化や地域の連帯意識の希薄化などが進む中、市では、平成25年度に「青森市地域コミュニティ・ガイドライン」を策定し、まちづくり協議会を設立して、地域が主体となった市民自治によるまちづくりに取り組んでいます。
- 防災分野においては、東日本大震災後、被災地の避難所等での経験を踏まえ、男女のニーズの違いを十分に把握した災害対応の見直しが求められ、本市では平成24年度市防災会議において女性委員を任命して男女共同参画の視点が反映された「青森市地域防災計画」を策定しています。
- 共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに伴い、身近な地域での子どもの居場所の確保が重要となっている中、市では、「青森市子ども総合計画」に基づき、地域全体で子育てを支える環境づくりに取り組んでいます。
- 男女の健康面では、近年、食生活や喫煙、アルコールをはじめとする生活習慣の変化などにより生活習慣病や慢性疾患が増加している中、市では、平成26年10月に「元気都市あおもり健康づくり推進計画」を策定し、市民のヘルスリテラシー（健康教養）の向上や、生活習慣の改善、健（検）診の受診率向上に向けて取り組むなど、健康づくりの充実を図っています。

《地域における男女共同参画の状況》

- 男女がともに地域を担うことの重要性が増していることに加え、特に、東日本大震災発生以降、防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進が強く求められていることから、防災を含む地域の課題解決に男女共同参画の視点を活かしていく必要があります。
- また、一人ひとりの生き方の多様化に伴い、男女がともに子育てなど家族としての責任を担うこととともに、地域がこれを支援していくことが重要となっていることから、地域における子ども・子育て支援の充実を図る必要があります。

《健康支援の状況》

- 男性と女性では、生涯を通じて異なる健康上の問題に直面することから、男女の性差に応じた健康づくりを推進するほか、特に女性は、妊娠や出産をする可能性があることから、女性の生涯を通じた健康支援と相談の充実を図る必要があります。

《基本方向》

地域の課題解決に男女共同参画の視点を活かすなど、最も身近な暮らしの場である地域生活において男女共同参画を推進します。また、特に女性特有の健康上の問題に留意しながら、生涯を通じた男女の健康支援を進めます。

《主な取組》

(1) 地域における男女共同参画の実践

① 男女共同参画の視点による地域の課題解決に向けた取組の推進

- 県等の関係機関や、ボランティア、NPO、町（内）会など多様な主体と連携を図りながら、地域全体で男女共同参画を推進する意識づくりを行うほか、地域の課題解決に男女共同参画の視点を活かしている先進事例、ノウハウ等の情報収集・提供を行うなど、男女共同参画の視点に立った地域活動を促します。

② 防災分野における男女共同参画の促進

- 防災分野における男女共同参画を進めるため、地域ごとの防災講習会や防災訓練などを通じて、防災組織づくりや救急・救護活動への女性の参加拡大を促進します。
- 男女共同参画の視点に立った防災に関する地域活動の推進のため、地域の防災を担う女性リーダーの養成等、人材育成を促進します。

③ 地域における子ども・子育て支援の充実

- 地域全体で子育てを支えていくため、子ども支援センターが中心となり、地域子育て支援センター、認定こども園・幼稚園・保育所等、子育て応援隊との一層の連携を進めるとともに、小・中学校やPTA、町（内）会や民生委員・児童委員、主任児童委員など、地域で子ども・子育て支援に関わる関係機関とのネットワーク化を進め、地域全体で子育てを支援する環境づくりを推進します。
- 地域において子どもや子育てを支援するため、「放課後子ども総合プラン」に基づき、すべての小学校区に「放課後子ども教室」と「放課後児童会」を開設するとともに、児童館なども活用し、子どもが安全で健やかに成長できる活動場所を確保していきます。

(2) 生涯を通じた健康支援

① 男女の健康づくり支援

- 男女の身体的性差に関する理解と健康の保持増進のため、健康相談、健康診査・指導等を推進するとともに、様々なメディアを通じて健康支援情報や各種健（検）診の重要性を周知するなどしながら、男女の生涯を通じ、性差に応じた健康づくりの

推進を図ります。

- 男女が健康でいきいきと暮らせる社会を築いていくため、こころの健康を保つ知識の普及啓発や、ゲートキーパー^{*}としての役割を担う人材の育成等により自殺の予防啓発を図るなど、関係機関とも連携しながらこころの健康づくりを推進します。
- 年齢や性差に応じた各種予防接種を実施するとともに、健康教育や研修会などの開催により感染症に関する予防啓発を推進するなど、感染症対策の充実を図ります。
- 自分や相手の生命・個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を築いていけるよう、小・中学生などを対象とした思春期健康教室や、保健体育科、特別活動、道徳などを中心とした学校の教育活動全体を通じて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。

② 思春期・妊娠・出産等、生涯を通じた女性の健康支援の充実

- 女性は思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期など生涯にわたり心身の健康面において様々な影響を受けることから、女性の人生の各段階に応じた健康相談を実施します。
- 妊娠・出産期は女性の健康支援にとって大きな節目であることから、母子健康手帳の交付、妊産婦への訪問指導、マタニティーセミナー等の健康教室の開催などにより妊娠・出産期の健康管理の充実を図るとともに、妊婦健康診査の公費負担、出産育児一時金などにより経済的負担を軽減し、安心して出産できる環境づくりを推進します。
- 女性特有の乳がん、子宮がんをはじめ、発症率が高いとされる各種がんの検診を実施・支援し、健康意識の向上と疾病の予防を促進します。

^{*}ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

《目標とする指標》

指標とその説明	基準値	目標値 (令和5年度)
社会活動に参加したことがある市民の割合(うち女性の割合)※ 1年間に、NPOやボランティア、町(内)会などの社会活動に参加した市民の割合 (うち女性の割合)(市民意識調査)	21.6% (21.2%) (平成27年度)	24.6% (24.1%)
消防団員に占める女性団員の人数・割合 市内の消防団員数に占める女性消防団員数の割合	79人・4.3% (平成27年度)	89人・4.9%
子宮頸がん検診・乳がん検診受診率 市民を対象としたがん検診の対象者のうち受診した市民の割合	子宮頸がん 24.7% 乳がん 27.1% (平成26年)	子宮頸がん 50.0% 乳がん 50.0%

※うち女性の割合とは、女性回答者のうち「社会活動に参加したことがある」と答えた女性の割合のことです。

第5章

男女平等と人権の尊重



女性に対する暴力根絶のための
シンボルマーク（内閣府）

《現状と課題》

- 男女共同参画社会とは、日本国憲法にある個人の尊重、男女平等理念の実現を前提に、男女が一人の人間として敬意を払い合う社会であり、市では、「私は私を大切に思うのと同じ重さであなたを大切に思う」で始まる『「男女共同参画都市」青森宣言』を行い、この宣言の趣旨を、市のあらゆる施策の推進に当たって尊重する、まちづくりの重要な理念・視点の一つに位置づけています。
- 市では、小・中学校等での「人権教室」の開催のほか街頭や市民サロンなどにおいて、人権尊重の意識を高める啓発活動を行っている青森地区人権擁護推進部会の活動を支援しているほか、人権擁護委員による相談窓口を開設し、市民の人権擁護に努めています。
- 市では、「青森市子ども総合計画」の基本理念である「子どもの人権尊重を第一に考えた『子どもの最善の利益』の保障」に基づき、子どもの権利の尊重の明言化を図るため、平成24年12月「青森市子どもの権利条例」を制定しました。
- 平成26年11月の市の市民意識調査では、配偶者から暴力を受けたことがあると回答した人が7.3%となっており、そのうち、男性が3.4%、女性が11.3%となっています。また、暴力を受けたことがあると回答した人の56.3%は、誰にも相談していない状況となっています。
- 市では、支援を必要とするDV（ドメスティック・バイオレンス）被害相談者の立場に立ったワンストップ支援を行うため、平成27年4月20日「青森市配偶者暴力相談支援センター」を開設しました。
- また、カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点に、女性に対する暴力の予防啓発に努めているほか、カダール（男女共同参画プラザ）の女性の悩み相談においてもDVに関する相談に対応するとともに、青森県女性相談所、青森県男女共同参画センターの配偶者暴力相談支援センター、警察等の関係機関や民間団体などと連携しながら、DV被害者の支援に当たっています。

《人権擁護に関する状況》

- 男女の人権の尊重は、男女共同参画社会を形成するうえで根底を成す基本理念であることから、人権尊重理念の理解を促進する必要があるとともに、人権擁護のため、人権に関わる相談体制の充実を図る必要があります。
- 児童虐待については、児童の面前での配偶者*に対する暴力も、児童に著しい心理的外傷を与えるものであり、児童虐待事案が複雑化していることから、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護・支援や保護者支援の充実を図る必要があります。

*配偶者:ここでいう配偶者は、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。（「児童虐待の防止等に関する法律」から引用）

- 性的マイノリティ^{*}についての理解が十分でないため、性的マイノリティの方々に対し、人権尊重と多様性の観点から配慮する必要があります。
- 私たち一人ひとりの意識や行動は、私たちが日常的に接している多種多様な情報から大きな影響を受けていることから、様々な情報の発信に当たっては、表現される側の人の人権を尊重し、差別につながるものがない、男女共同参画の視点に立った表現を推進する必要があります。

《女性に対する暴力の状況》

- DVやセクハラ（セクシュアル・ハラスメント）などの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女がお互いの尊厳を重んじ、対等な関係を築こうとする男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであることから、特に女性に対する暴力の予防啓発を推進する必要があります。
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成26年1月施行）により生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についてもこの法律を準用することとされたことを踏まえ、様々な状況におかれた被害者に情報が届くよう、広報啓発を実施し、とりわけ、加害者と被害者にならないための若年層を対象とする予防啓発の拡充・学習の充実を図る必要があります。
- また、配偶者からの暴力被害において、高齢者等が関わる被害が一定程度あることを踏まえ、高齢者等の福祉に携わる関係者への情報提供・啓発を充実する必要があります。
- 「青森市配偶者暴力相談支援センター」において、相談員による電話相談や面接相談を実施しており、その周知を図るとともに、DV被害相談者の立場に立ったワンストップ支援をより円滑に行うため、庁内関係課の連携の強化を図っていく必要があります。
- さらに、DV被害者については、身の安全の確保とともに、加害者から離れての自立した生活を確保する必要があることから、関係機関・民間団体等との連携・協力による被害者の保護及び自立支援を進める必要があります。

《基本方向》

女性に対するあらゆる暴力の根絶を含め、男女共同参画社会の形成の前提となる男女平等と人権尊重の理念の普及を図ります。

^{*}性的マイノリティ:レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(性同一性障害者など心と身体の性が一致しない人)の頭文字をとったLGBTなど性的少数者のこと。

《主な取組》

(1) 個と人権の尊重

① 人権尊重理念の理解促進

- 男女の人権の尊重は男女共同参画社会の前提となる基本理念であることから、関係機関との連携を図りながら、人権に関する正しい理解を広め、人権への理解を深めるための様々な啓発活動を推進するほか、男女共同参画に関連の深い男女共同参画社会基本法などの法令、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約などの国際条約等の趣旨を周知し、人権尊重の理念と男女共同参画への理解を促進します。

② 人権に関わる相談体制の充実と関係機関との連携

- 男女共同参画社会の前提となる個人の人権を守るため、人権擁護委員による人権相談、行政相談員による行政相談などを通じて人権の擁護に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、人権に関する相談体制の充実を図ります。

③ 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、適切な支援の充実

- 次代を担う子どもたちの人権を守り、健やかな成長を支えるため、4か月児健康診査をはじめとする各種健康診査での保健指導や健康相談、児童虐待相談員による相談を行うとともに、児童相談所を含む関係機関と構成する「青森市要保護児童対策地域協議会」の連携体制のもと、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護・支援や保護者支援など適切な支援を行います。

④ 性的マイノリティへの配慮

- 性的マイノリティについて相談に応じるとともに、人権の尊重と多様性について市民の理解を促進します。

⑤ メディアにおける男女共同参画の推進

- 市が作成する広報・出版物など、市政に関するあらゆる情報発信において、男女共同参画の視点に立った表現を推進します。

(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

① 女性に対する暴力の予防啓発の推進

- カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）の活用はもとより、関係機関との連携強化を図りながら、女性に対する暴力の予防啓発を含め、性別にかかわらず一人ひとり誰もが大切な存在であるという意識と、DVについての正しい理解の促進を図ります。

- セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるとの認識のもと、各種啓発講座の開催やパンフレットの配布などを通じて、企業等に対してセクシュアル・ハラスメント防止のための周知啓発を図るとともに、市の機関においても、セクシュアル・ハラスメントの防止と良好な職場環境の構築に取り組みます。
- ② 若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実
- DVやデートDVの加害者と被害者に将来ならないため、小・中学校において子ども向け啓発小冊子等を活用し、暴力についての予防啓発の充実を図ります。
- ③ 高齢者等の福祉に携わる関係者に対する情報提供・啓発の充実
- 高齢者や障がい者における配偶者からの暴力被害防止のため、民生委員、地域包括支援センター、福祉施設等の福祉関係者にDVに対する情報提供や意識啓発の機会の充実を図ります。
- ④ 青森市配偶者暴力相談支援センターなどの相談体制の充実
- DV被害相談者にワンストップ支援を行う「青森市配偶者暴力相談支援センター」をはじめ、カダールでの悩み相談、青森市ひとり親家庭等就業・自立支援センターでの生活・就業相談、人権相談や法律相談などの相談窓口の周知徹底を図るとともに、男性の被害者に対する相談体制について検討します。
 - 相談支援に当たっては、庁内関係部局はもとより、配偶者暴力相談支援センターとなっている青森県女性相談所、青森県男女共同参画センターや警察等の関係機関、DV被害者支援に携わる民間団体などと連携し、DV被害者の安全確保を最優先に、相談者の立場に立った相談と必要な支援を行います。
 - DV専門の相談員及びDV担当職員の育成のための各種研修、各窓口においてDV被害者に接する職員への研修等を通じて、相談対応能力の向上を図ります。
- ⑤ 関係機関・民間団体等との連携・協力による被害者の保護及び自立支援
- 身の危険があるDV被害者の支援に際しては、警察や、一時保護を行う青森県女性相談所等との連絡調整、庁内関係部局との連携を図りながら、DV被害者の安全確保に努めます。
 - 生活保護の適用、児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金の貸付け、ひとり親家庭への医療費助成など、利用可能な制度を積極的に活用し、DV被害者の自立に向けた支援を行います。
 - DV被害者の自立に向け、母子生活支援施設すみれ寮を活用するほか、市営住宅への入居要件の緩和など住宅確保支援を行います。

《目標とする指標》

指標とその説明	基準値	目標値 (令和5年度)
「人権教室」への参加者数	1,029人	1,235人
青森地区人権擁護推進部会が開催する「人権教室」への児童・生徒の参加者数	(平成26年度)	
青森市DV相談支援センターの周知度	—	50.0%
市民に青森市DV相談支援センターが周知されている割合(市民意識調査)		

第 3 部 推 進 体 制

推進体制

- 「青森市男女共同参画プラン」の推進に当たっては、市が率先して取り組むとともに、
- 青森市男女共同参画審議会による計画の進行管理
 - 青森市男女共同参画推進会議による計画の進行管理
 - 国・県等の関係機関をはじめ市内の女性団体や民間団体等との連携・協力の強化による推進体制の整備・充実を図ります。

資料編

1 用語解説

《あ行》

◆ アコール（働く女性の家）

昭和48年に開館した、市の男女共同参画推進の拠点施設（勝田一丁目1番2号）。施設の愛称「アコール」は、フランス語で「調和」や「和音」を意味します。

◆ M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいい、これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。

《か行》

◆ 家族経営協定制度

家族経営において、経営の方針や役割分担、労働条件等を家族間の話し合いにより取り決め、文書化するもの。

◆ カダール（男女共同参画プラザ）

平成13年に開館した、市の男女共同参画推進の拠点施設（新町一丁目3番7号アウガ5階）。施設の愛称「カダール」は、津軽弁で仲間になるという意味の「かだる」と、ともに「語り合う」という意味を表しています。

◆ キャリア教育

社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現する力を育てる教育のこと。

◆ 協働

行政又は市民だけでは解決できない地域課題を克服するため、市民活動団体や行政が、それぞれまちづくりの主体として、同じ目的のためにお互いが持てる力を出し合い連携して、まちをより良いものにしていくプロセスのこと。

◆ グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型余暇活動のこと。

◆ 固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」といった考え方に代表される、性別によって役割を固定的に分ける意識のこと。

《さ行》

◆ ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。

◆ 情報紙アンジュール

平成8年に創刊した、市の男女共同参画情報紙。

◆ 女性のエンパワーメント

女性が意識と能力を高め、職場や家庭、地域など、あらゆる場面において、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること。

◆ ストロウ現象

高速交通基盤の整備による利便性の向上の一作用として、地域消費者が大都市圏へ購買流出する現象のこと。

◆ セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）

相手が望まない、性的な意味合いを持つ言動のこと。身体への不必要な接触などのほか、「子どもはまだか」などとたずねる行為も、相手が不快と感じればセクハラとなります。

《た行》

◆ 男女共同参画推進月間

本市では、平成8年10月に男女共同参画都市を宣言したことから、毎年10月を推進月間とし、男女共同参画意識の普及啓発に重点的に取り組んでいます。

◆ DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦・恋人などパートナーからの暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、脅す、大声でののしる、無視するなど、精神的苦痛を与える行為もDVに含まれます。

◆ デートDV

交際相手からの暴力のこと。身体的暴力のほか、言葉や態度で精神的に追い詰める行為も含まれます。

《は行》

◆ ファミリー・サポート・センター

地域の子育て支援を行うことを目的に、子育ての援助を受けたいかた（利用会員）と子育ての援助を行いたいかた（サポート会員）のネットワークを作り、保育所（園）の送迎やその後の預かり、病児・病後児の預かりなど、会員同士がいつでも子育てを助け合う会員組織のこと。

◆ ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

これまでの慣行や固定的な男女の役割分担意識などが原因で、女性の能力が十分に発揮されていない場合に、女性を積極的に登用したり、女性が働きやすい制度・環境を整備するなどして、男女間の格差を積極的に解消しようとする取組みのこと。「男女雇用機会均等法」第8条には、ポジティブ・アクションは法に違反しない旨が明記されています。

《ら行》

◆ 「6次産業化」

農林漁業生産者（第1次産業）が、加工（第2次産業）や販売（第3次産業）までを一体的に行い、付加価値を高めること。

《わ行》

◆ ワーク・ライフ・バランス

誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を自らが希望するバランスで展開できる状態のこと。仕事の充実と私生活の充実の好循環をもたらし、持続可能な社会の構築に不可欠とされています。

2 検討経過

年	月	内容
平成26年	11月	・平成26年度第3回青森市民意識調査実施(市民3,000人)
平成27年	6月	・有識者からの意見聴取のための会議開催 (策定目的、計画期間、現状と課題の整理)
	7月	・青森市男女共同参画に関する事業所意識調査実施(市内事業所200社)
	8月	・有識者からの意見聴取のための会議開催 (現状と課題、基本方向の検討)
	10月	・計画の基本方向に関する庁内調整
	11月	・有識者からの意見聴取のための会議開催 (計画素案について) ・計画素案に関する庁内調整 ・計画素案の庁議決定
	12月	・わたしの意見提案制度による市民意見募集(12/15~1/14)
平成28年	1月	・有識者からの意見聴取のための会議開催 (計画原案について) ・計画原案に関する庁内調整
	2月	・計画の庁議決定
令和2年	5月	・青森市男女共同参画審議会委員からの意見聴取 (計画一部改定素案について)
	9月	・計画一部改定の庁議決定

青森市男女共同参画プラン2020の検討に御協力いただいた有識者の方々(順不同、敬称略)

氏名	所属等(※平成28年2月9日時点)
秋田谷 洋子	青森市女性会議連絡会会長
斉藤 律子	浪岡地区婦人団体連絡会会長
佐藤 恵子	NPO法人ウィメンズネット青森理事長
篠崎 有香	NPO法人あおもり男女共同参画をすすめる会副理事長
小田切 勇治	協同組合青森総合卸センター業務課長
福士 めぐみ	青森市PTA連合会副会長
高山 貢	青森中央学院大学教授
伴 孝文	青森市中学校長会副会長
柴田 眞理子	(公募)
松山 佳子	(公募)

3 関係法令

○男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に

準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るため

に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条におい

て「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞(しゆう)恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者とその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者とその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めに足りる申立ての時ににおける事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めに足りる申立ての時ににおける事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めに足りる申立ての時ににおける事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認められる場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係に

ある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(令和元年六月五日)

(法律第二十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勧告して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勧告して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとす

る者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。
(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。
(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
(秘密保持義務)

第二十八條 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
(協議会の定める事項)

第二十九條 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(平成三十年五月二十三日)

(法律第二十八号)

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（次条において「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供（次項及び第九条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第六条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(環境整備)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

(人材の育成等)

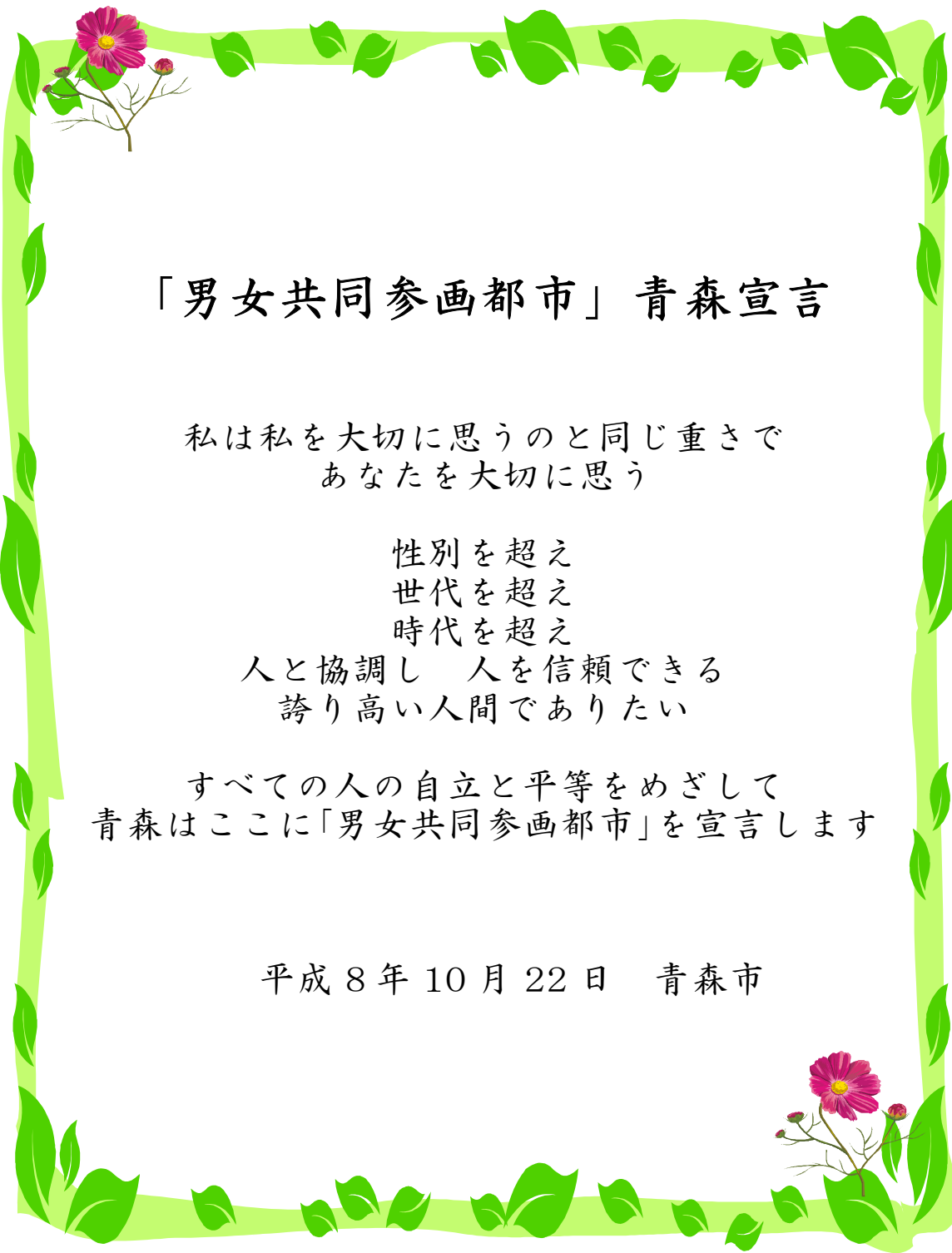
第八条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第九条 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



「男女共同参画都市」青森宣言

私は私を大切に思うのと同じ重さで
あなたを大切に思う

性別を超え
世代を超え
時代を超え
人と協調し 人を信頼できる
誇り高い人間でありたい

すべての人の自立と平等をめざして
青森はここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成8年10月22日 青森市

青森市 市民部 人権男女共同参画課

〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号

TEL 017-734-2296 FAX 017-734-5765